

認め合い ともに創り 支えあうまち

第3次  
かみさと  
男女共同参画推進プラン



平成31年3月

上 里 町

# 上里町男女共同参画都市宣言

神流川・烏川の流れとともに営々と生きてきた、  
豊かな緑と太陽の『上里町』  
私たちは、男女が互いに人権を尊重し、  
平等・自立・平和を基本理念として、  
心豊かな活力あふれる『上里町』の実現をめざして、  
ここに男女共同参画都市を宣言します。

- 1 私たちは、男女が対等な立場で、自立し、認め合い、  
自分の意志と責任において、  
あらゆる分野で平等に参画する『上里町』をつくります。
- 2 私たちは、家庭・職場・地域において、  
男女がともに責任をわかち合い、  
一人ひとりの可能性を十分に発揮し、  
健康で明るく、いきいきと輝く『上里町』をつくります。
- 3 私たちは、男女が心豊かに生き、  
次の世代を担う子どもたちが  
健やかに育つ『上里町』をつくります。
- 4 私たちは、男女がともに力をあわせて、  
地球にやさしい環境、  
自然と共生する『上里町』をつくります。
- 5 私たちは、男女がともに平和を願い、  
友情の輪を世界に広める『上里町』をつくります。

平成13年11月3日

上 里 町

# 男女共同参画社会を

## 実現するために



上里町では、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、お互いの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画の社会づくりが今後の町づくりに欠くことのできない重要な課題であると位置づけております。

上里町の男女共同参画施策は平成7年3月の「上里町女性行動計画」の策定から始まりました。また、「男女共同参画社会基本法」が制定された平成11年には男女共同参画を推進するための拠点として「女性センター（ウィズ・ユー上里）」を開設し、さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された平成13年には「男女共同参画都市」を宣言し、平成15年には「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成22年1月には「かみさと男女共同参画推進プラン」を、平成26年12月には「第2次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し様々な政策を総合的に推進してまいりました。

その結果、女性の生産年齢における労働率が、平成22年の72.1%から平成27年には78.1%に上昇しているなど成果を上げております。

今後は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「第3次かみさと男女共同参画推進プラン」に基づきまして、男女共同参画の意識づくり、男女共同参画をすすめる環境づくり、誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり、男女共同参画の体制づくりをすすめてまいります。

男女共同参画社会の実現には、町民の皆様をはじめ、事業者の皆様、団体の皆様一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として考え、協働していくことが必要であります。今後も、皆様方の更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

本プランの策定にあたりましては、上里町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました。ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

上里町長 山下博一

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 世界の動向	2
	(2) 国における取組	4
	(3) 埼玉県における取組	7
	(4) 上里町における取組	9
3	計画の位置づけ	11
4	計画の期間	11

## 第2章 男女共同参画を取巻く上里町の現状と課題

1	上里町の現状	12
	(1) 人口・世帯数の動向	12
	(2) 少子高齢化の進行	15
	(3) 就業に関する現状	17
	(4) 審議会等における女性の参画状況	20
	(5) 配偶者等からの暴力の発生状況	22
2	課題の取りまとめ	23
	(1) 上位計画から	23
	(2) 上里町の概況から	24
	(3) 審議会等への女性の登用状況から	24
	(4) 男女共同参画意識調査から	25
	(5) 子ども・子育て支援アンケート調査から	26

## 第3章 基本理念・基本目標

1	基本理念	27
2	基本目標	27
3	施策体系	28

## 第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	29
課題【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進	30
課題【2】男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進	31
課題【3】あらゆる暴力の根絶	32
基本目標Ⅱ 男女共同参画をすすめる環境づくり	35
課題【1】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画	35
課題【2】男女の仕事と家庭・地域活動などの両立支援	36
課題【3】働く場における男女共同参画の推進	41
基本目標Ⅲ 誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり	44
課題【1】生涯を通じた心とからだの健康促進	45
課題【2】安心して暮らせる生活への支援	46
課題【3】防犯・防災への男女共同参画の推進	48
基本目標Ⅳ 男女共同参画の体制づくり	50
課題【1】計画推進体制の充実	50

## 参考資料

### 【1】 法令等

1 男女共同参画社会基本法	54
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	57
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	65
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	70
5 埼玉県男女共同参画推進条例	72
6 上里町男女がともに輝く町づくり条例	75

### 【2】 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

【3】 名簿	85
--------	----

○グラフの集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してあります。  
このため、各回答率（%）を足し上げても100.0%とならない場合があります。

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

上里町は、平成7年（1995年）3月「上里町女性行動計画」を策定し、これに基づき様々な男女共同参画施策を展開してきました。平成15年度（2003年度）「上里町男女がともに輝く町づくり条例」<sup>※1</sup>を制定し、男女共同参画社会<sup>※2</sup>へ向けての全町的な機運の醸成に努めてきました。

さらに、平成22年（2010年）1月には「上里町女性行動計画」の延長を経て「かみさと男女共同参画推進プラン」、平成26年（2014年）12月には「第2次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進に係る施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識<sup>※3</sup>は依然として根強く、男女間における賃金格差、指導的立場における男性への偏重等、人々の意識や行動・慣行、社会制度における男女の不平等な状況など様々な分野に影響が及んでいます。現在わが国を取り巻く社会問題として、少子高齢化や人口減少による生産年齢人口の減少、格差や貧困の拡大、家族や地域社会における人間関係の希薄化等があげられますが、男女間の不平等が影響していると考えられる問題も少なくありません。

国においては、平成27年（2015年）8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」<sup>※4</sup>が成立し、平成27年（2015年）12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、男性中心型の労働慣行<sup>※5</sup>を変えることなど男女共同参画社会の実現に向けた新たな段階に入っています。

「第3次かみさと男女共同参画推進プラン」は、「第2次かみさと男女共同参画推進プラン」の成果を踏まえ、また、「女性活躍推進法」や平成29年（2017年）3月に策定された「第5次上里町総合振興計画基本計画前期基本計画」に基づき、男女がそれぞれの個性と能力を認めあい、尊重しあう男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進するための指針として新たに策定するものです。

---

※1 上里町男女がともに輝く町づくり条例：資料編P75参照

※2 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※3 性別による固定的な役割分担意識：性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

※4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：資料編P65参照

※5 男性中心型の労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

## 2 計画策定の背景

### (1) 世界の動向

#### ① 国際婦人年 ～世界的な行動の開始～

国際連合は、昭和20年（1945年）に「国連憲章」を、昭和23年（1948年）には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。さらに、性差別撤廃に向けて世界規模の行動をもって取り組むために、昭和50年（1975年）「国際婦人年」とすることが国連総会において決議されました。同年にはメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画<sup>※6</sup>」が採択され、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の十年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

#### ② 女子差別撤廃条約とILO第156号条約 ～締結には国内法等に整備が必要に～

昭和54年（1979年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則および人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示されています。第1条の「女子に対する差別」では、性に基づくものあれば、区別、排除、制限も差別にあたると定義しています。

また、これを受けて、ILO（国際労働機関）においても性別役割分担意識を払拭することが求められ、昭和56年（1981年）には、ILO第123号勧告「家族的責任を有する女子の雇用に関する勧告」に代えて、ILO第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

#### ③ 婦人の地位向上のためにナイロビ将来戦略<sup>※7</sup>

～各国が取り組むべき施策の指針を採択～

「国連婦人の十年」最終年の昭和60年（1985年）には、ケニアのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行い、「国連婦人の十年」の目標である、「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦2000年に向けて各国等が積極的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しています。

※6 **世界行動計画**：すべての国連加盟国政府及び、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

※7 **婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略**：通称、ナイロビ将来戦略。「国連婦人の10年」の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長した。女性の地位向上を妨げている障害を具体的に指摘し、その克服のためになすべき国内措置を提示している。

④ 第4回世界女性会議（北京女性会議） ～各国の行動計画の策定を～

平成7年（1995年）に、「第4回世界女性会議」が中国の北京において開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は「女性のエンパワーメント<sup>※8</sup>に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられ、12の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。12の重大問題領域は、A女性の貧困、B女性の教育と訓練、C女性と健康、D女性に対する暴力、E女性と武力紛争、F女性と経済、G権力及び意思決定における女性、H女性の地位向上のための制度的な仕組み、I女性と人権、J女性とメディア、K女性と環境、L女児となっています。

⑤ 女性2000年会議<sup>※9</sup> ～男女共同参画の推進は国際的な流れ～

平成12年（2000年）6月には、ニューヨークで、国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、北京会議で採択された行動綱領の各国等の実施状況の検証と次へ進むための戦略が討議され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文章）」として採択されました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）閣僚級会合

～北京宣言の実施状況の評価・見直し～

平成17年（2005年）に、第49回国連婦人の地位委員会、（北京+10）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。会議の主な成果として、「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）記念会合

～北京宣言の実施状況の評価～

平成22年（2010年）第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）が国連本部（ニューヨーク）において、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

---

※8 エンパワーメント：「力をつけること」を意味し、この場合は、社会が女性に対して持っている認識や、女性の役割の決められ方を変える力を持つこと。

※9 女性2000年会議：2000年6月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では1995年の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。



## (2) 国における取組

### ① 婦人問題企画推進本部設置と国内行動計画の策定 ～世界の動きと同一歩調で～

昭和50年（1975年）国際婦人年に開催された第1回目の世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を総理府内に設置し、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

### ② 女子差別撤廃条約の批准と新国内行動計画の策定

～男女平等に関する法律・制度面の整備を推進～

女子に対する差別を撤廃し、男女平等の原則を具現化するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進め、昭和60（1985年）に批准し、72番目の締結国になりました。また、昭和62年（1987年）には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

### ③ 「男女共同参画推進本部」の設置 ～国の推進体制の拡充～

平成6年（1994年）に、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「婦人問題企画推進本部」を拡大発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」を、さらには、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して国の推進体制を拡充、強化しました。

### ④ ILO第156号条約の批准と男女共同参画2000年プランの策定

～男女共同参画社会の形成に関する法律・制度面の充実～

平成7年（1995年）には、「育児休業等に関する法律」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として大幅な改定を行い、ILO第156号条約を批准しました。北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画推進審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成8年（1996年）12月には、「男女共同参画2000年プラン」を総合的・体系的に整備しました。

⑤ 男女共同参画社会基本法<sup>※10</sup>の制定と男女共同参画基本計画の策定

～男女共同参画社会の形成についての基本理念が明らかに～

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしました。また、平成12年（2000年）には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容を示しました。

⑥ 男女共同参画局と男女共同参画会議の設置 ～推進体制の強化～

平成13年（2001年）には、中央省庁等の改革により、これまでの総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」が、内閣府「男女共同参画局」「男女共同参画会議」になり推進体制が強化されました。

⑦ 配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

～夫・パートナーからの暴力対策の具体化～

平成13年（2001年）には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されました。「保護命令」が創設され、被害者が更なる暴力により、生命身体に危害を受けるおそれがあるときは、裁判所が、加害者を引き離すための命令を発することができるようになりました。

⑧ 次世代育成支援対策推進法の施行

～国、県、市町村、事業者、地域が一体となって～

平成15年（2003年）には、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」が進められています。

⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

～都道府県による基本計画の策定を義務づけ～

平成16年（2004年）には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

---

※10 男女共同参画社会基本法：資料編 P54 参照

⑩ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正

～間接差別の禁止、男性のセクシュアル・ハラスメント防止対策を義務づけ～

平成19年（2007年）には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これにより、間接差別など性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

⑪ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

～保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定に努力義務等を規定～

平成20年（2008年）には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

⑫ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

～生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力についても法律を準用～

平成26年（2014年）には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力についてもこの法律を準用することとなりました。

⑬ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行

～県及び市町村における推進計画の策定の努力義務、事業主行動計画の義務付け～

平成28年（2016年）には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が完全施行されました。これにより、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公共団体及び、事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援処置等について定めました。

### (3) 埼玉県における取組

#### ① 男女共同参画行政担当課の変遷 ～時代の流れと共に～

国際婦人年に始まる国際的な動きと、国内婦人問題企画推進本部の設置の動きを背景に、女性行政を担当する県の組織として、昭和51年(1976年)、生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口を設置しました。昭和52年(1977年)、企画財政部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和54年、県民部婦人問題企画室長の職制を設置し、昭和55年(1980年)、県民部婦人対策課を設置しました。その後、昭和62年(1987年)に婦人行政課に名称変更、平成3年(1991年)に女性政策課に、平成13年(2001年)に男女共同参画課に名称変更しました。

#### ② 埼玉県男女共同参画推進会議の変遷 ～庁内における推進体制の整備～

昭和52年(1977年)、女性関係行政の体系化を行い、女性行政の総合的、かつ効率的な推進を図るとともに「県計画の策定」に向けて「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。昭和55年(1980年)、女性の地位向上に関する施策の総合的な調整に関する事項を審議する機関として「婦人関係行政推進会議」を設置しました。平成3年(1991年)、「女性関係行政推進会議」に名称変更、平成9年(1997年)、知事を議長とする「男女共同参画推進会議」に改組しました。

#### ③ 埼玉県男女共同参画審議会の変遷 ～外部有識者における諮問機関の整備～

昭和53年(1978年)、知事の諮問に応じ、男女平等の推進に関する重要事項を審議する機関として「埼玉県婦人問題協議会」を設置しました。平成3年(1991年)「埼玉県女性問題協議会」に名称変更、平成12年(2000年)、「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更しました。審議会の役割として、条例第10条第1項の知事から諮問のほか第2項では、「男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること」が規定されました。

#### ④ 第一次から第三次までの行動計画 ～時代に合った行動計画の策定～

##### ・第一次計画

「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」(昭和54～60年度)

女性の法的な面での地位は大きく向上したが、依然として固定的な男女の役割分担意識が残っているという認識にたち、埼玉県の女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女平等の実現に向けて計画を策定しました。

「婦人と地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」

昭和59年(1984年)3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、見直しを行いました。

・第二次計画

「男女平等社会の確立のための埼玉県計画」（昭和61～平成7年度）

単に女性の地位向上だけに止まらず、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することをめざして、第二次計画を策定しました。

「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」

平成2年（1990年）3月、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため見直しを行いました。

・第三次計画

「2001彩の国男女共同参画プログラム」（平成7～13年度）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が平等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う

「男女共同参画社会」を確立することをめざして、第三次計画を策定しました。

⑤ 埼玉県男女共同参画推進条例の制定 ～全国に先駆けて～

住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分踏まえ、県民意見を最大限に反映した上で、総合的かつ計画的に推進するために、全国に先駆けて平成12年（2000年）3月に制定しました。

⑥ 埼玉県男女共同参画推進プラン2010の策定 ～条例に基づく初の基本的な計画～

平成14年（2002年）2月に、埼玉県男女共同参画推進プラン2010を策定し、あらゆる分野に男女共同参画と人権尊重の視点を取り入れることを主眼として、男女共同参画社会づくりのための具体的な道筋を示しました。平成19年（2007年）2月には、計画期間の最終年度を平成23年度とするなど中間見直しを行い「埼玉県男女共同参画推進プラン」としました。

⑦ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）の設置

～男女共同参画社会づくりの総合的な拠点～

県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、平成14年（2002年）4月に男女共同参画推進センター（With You さいたま）を開設しました。

⑧ 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定 ～DV総合対策の推進～

平成18年（2006年）2月に、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等から暴力防止及び被疑者支援基本計画」を策定しました。

- ⑨ 埼玉県女性キャリアセンターの設置 ～子育て期の女性の再就職を支援～  
結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成20年（2008年）5月、男女共同参画推進センター（With You さいたま）内に開設しました。
- ⑩ ウーマノミクス課の設置 ～埼玉版ウーマノミクス<sup>※11</sup>の推進に向けて～  
働く場における女性の活躍を支援するため、平成24年（2012年）4月、産業労働部にウーマノミクス課を設置しました。

#### (4) 上里町における取組

- ① 男女共同参画行政担当課変遷  
平成11年（1999年）7月、女性問題を所管する組織として、女性青少年課を新設しました。  
平成13年（2001年）4月、機構改革により女性子ども課と名称変更しました。  
平成18年（2006年）4月、機構改革により人権共生課に男女共同参画係を設置しました。  
平成25年（2013年）4月、機構改革により子育て共生課に人権・男女共同参画係を設置しました。
- ② 男女共同参画推進センターの設置  
平成4年度から平成6年度（1992年度から1994年度）、埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受けたことを契機として、男女共同参画事業の推進を始めました。  
平成7年（1995年）3月、上里町女性行動計画の基本理念を制定し、平成11（1999年）年7月、埼玉県内でもいち早く「上里町女性センター（平成13年にウィズ・ユー上里に愛称決定）」を開設しました。  
平成22年（2010年）5月、女性の施策の進展、社会情勢の変化等により名称を「上里町男女共同参画推進センター」に変更しました。  
以来、町では男女共同参画週間講演会や各種講座の開催、情報紙「ウィズ・ユーあなたとともに」の発行や啓発リーフレットを発行し、男女共同参画にむけた取組みを行ってまいりました。

---

※11 ウーマノミクス：ウーマン＋エコノミクスの造語 女性の活躍によって経済を活性化すること。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方。

③ 男女共同参画都市の宣言

平成13年（2001年）11月、男女がともに人権を尊重し、心豊かな活力あふれる上里町の実現のための「男女共同参画都市」を宣言しました。

④ 上里町男女がともに輝く町づくり条例の施行

平成15年（2003年）6月、男女共同参画の「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を施行し、総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めた。

⑤ かみさと男女共同参画推進プランの策定

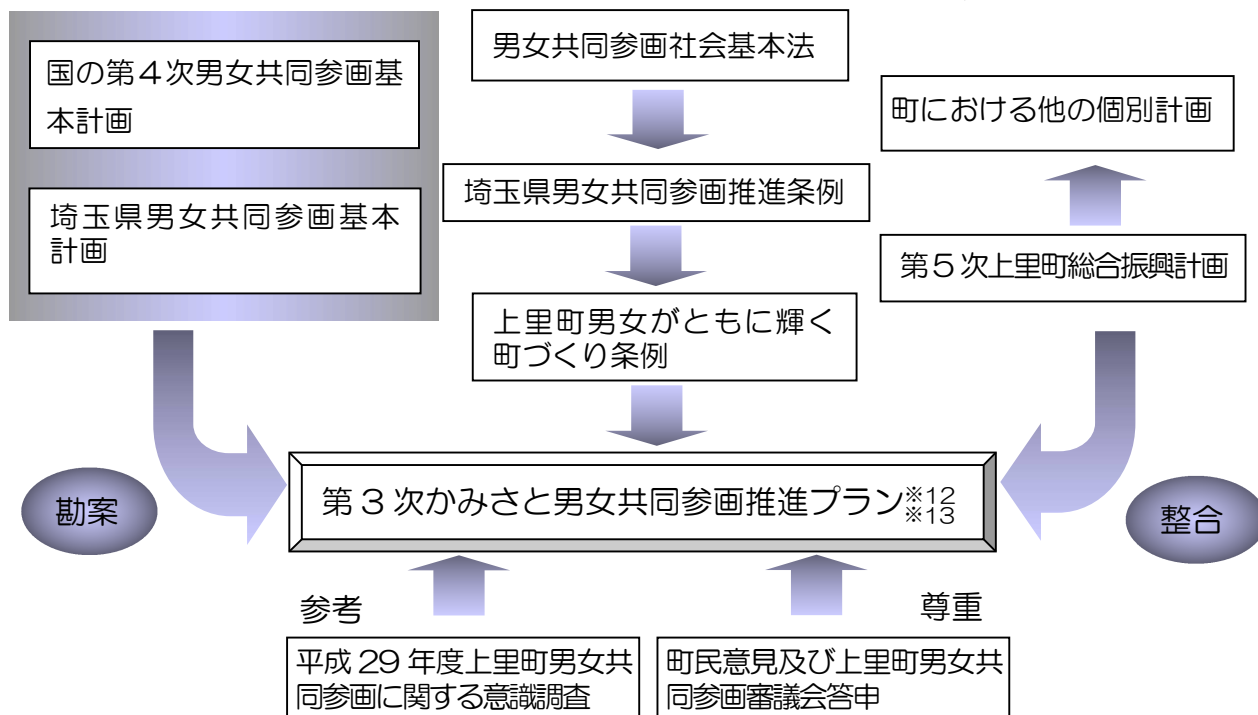
平成22年（2010年）1月、「第4次上里町総合振興計画前期基本計画」の基本構想に基づき、男女共同参画社会基本法等を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策展開の指針として「かみさと男女共同参画推進プラン（平成21～25年度）」を策定しました。

平成23年（2011年）11月、国の「第3次男女共同参画基本計画」を受け、地域社会における男女共同参画のさらなる推進を図るため、同月、「かみさと男女共同参画推進プラン」を一部改定し、環境・防災・町づくり・観光の各分野を盛り込みました。

平成26年（2014年）12月、平成25年（2013年）11月に実施をした「男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という）」の結果と「第4次上里町総合振興計画後期基本計画」に基づき、「第2次かみさと男女共同参画推進プラン（平成26～30年）」を策定しました。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) 本計画の基本目標Ⅰ課題【3】に係る部分は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画の基本目標Ⅱに係る部分は、女性活躍推進法第6条2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (5) 本計画は、「第5次上里町総合振興計画」や町における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに「上里町男女がともに輝く町づくり条例」に基づき策定するものです。
- (6) 本計画は、平成29年（2017年）に実施した「意識調査」の結果を参考とするとともに、町民の意見及び上里町男女共同参画審議会からの答申を尊重しています。



※12 第3次かみさと男女共同参画推進プランは、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画に対応しています。

※13 第3次かみさと男女共同参画推進プランは、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に対応しています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度から平成35年度（2019年度から2023年度）までの5年間とし、社会情勢や男女共同参画を取巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 男女共同参画を取巻く上里町の現状と課題

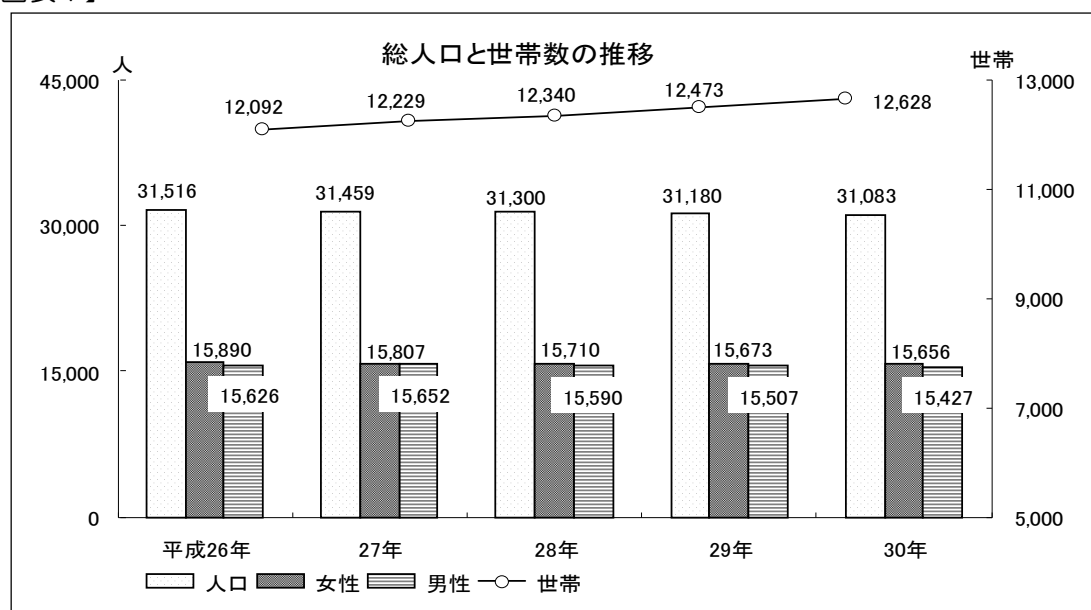
### 1 上里町の現状

#### (1) 人口・世帯数の動向

##### ①人口と世帯数の推移

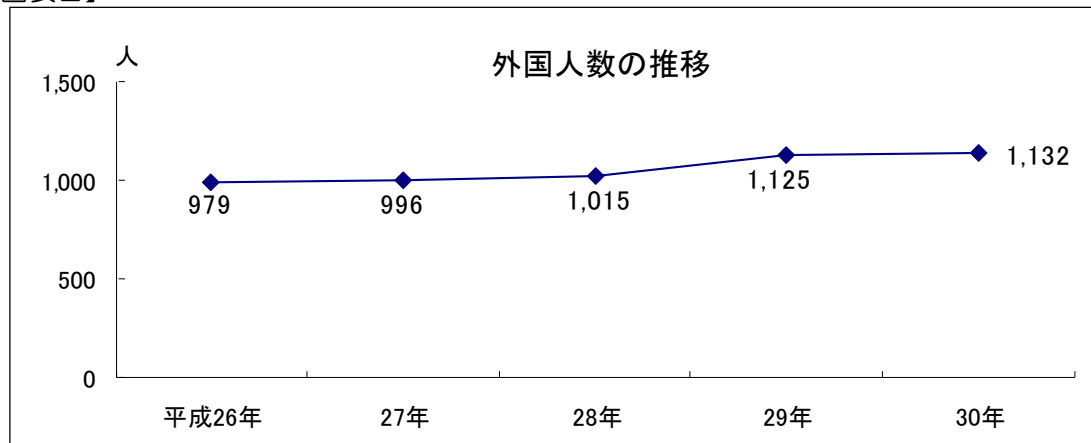
本町の総人口は、近年5年間に於いて漸減傾向にあります。世帯数は年々増加しています。平成30年（2018年）3月31日現在の総人口31,083人の男女別は、男性15,427人、女性15,656人で、女性が229人多くなっています。なお、外国人数は平成26年（2014年）以降年々緩やかに増加しています。

【図表1】



資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

【図表2】

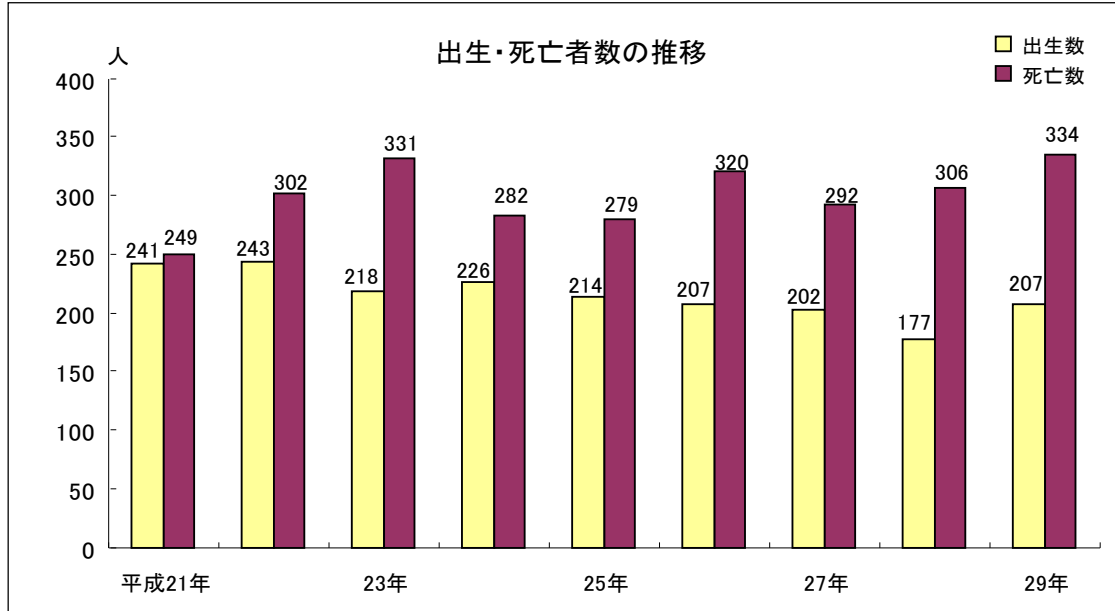


資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

## ②出生・死亡者数の推移

本町の年度ごとの出生・死亡者数の推移を見ると、平成21年度（2009年度）までは出生数と死亡数に差はありませんでしたが、平成22年度（2010年度）は死亡者数が出生数を大きく上回っています。

【図表 3】

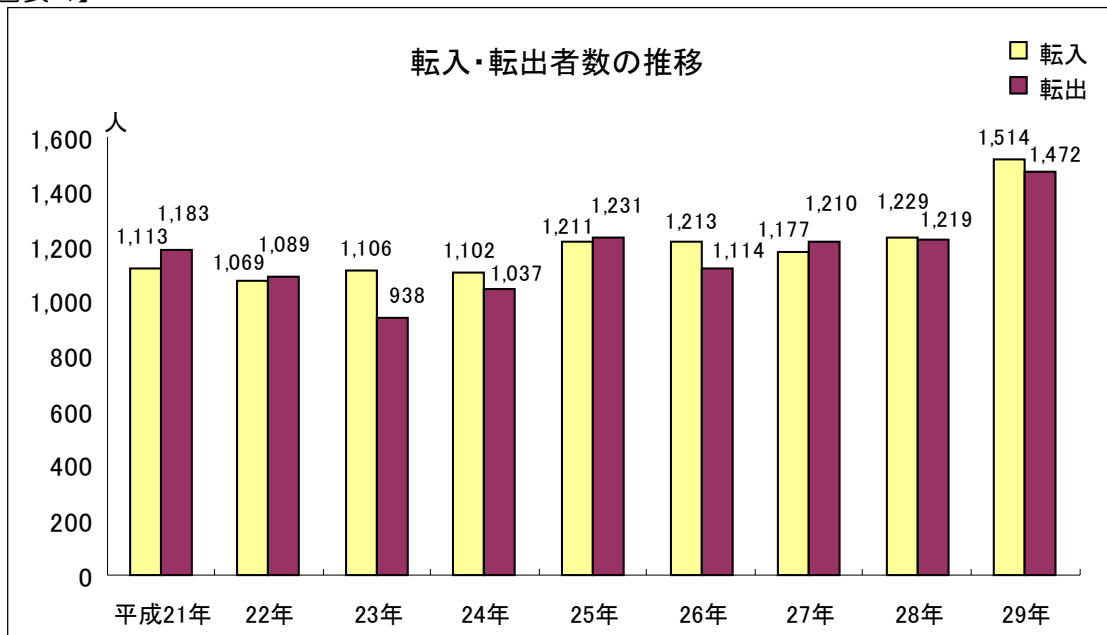


資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

## ③転入・転出者数の推移

本町の年度ごとの転入・転出者の推移を見ると、平成23年（2011年）と26年（2014年）を除きほぼ均衡状態が続いています。

【図表 4】

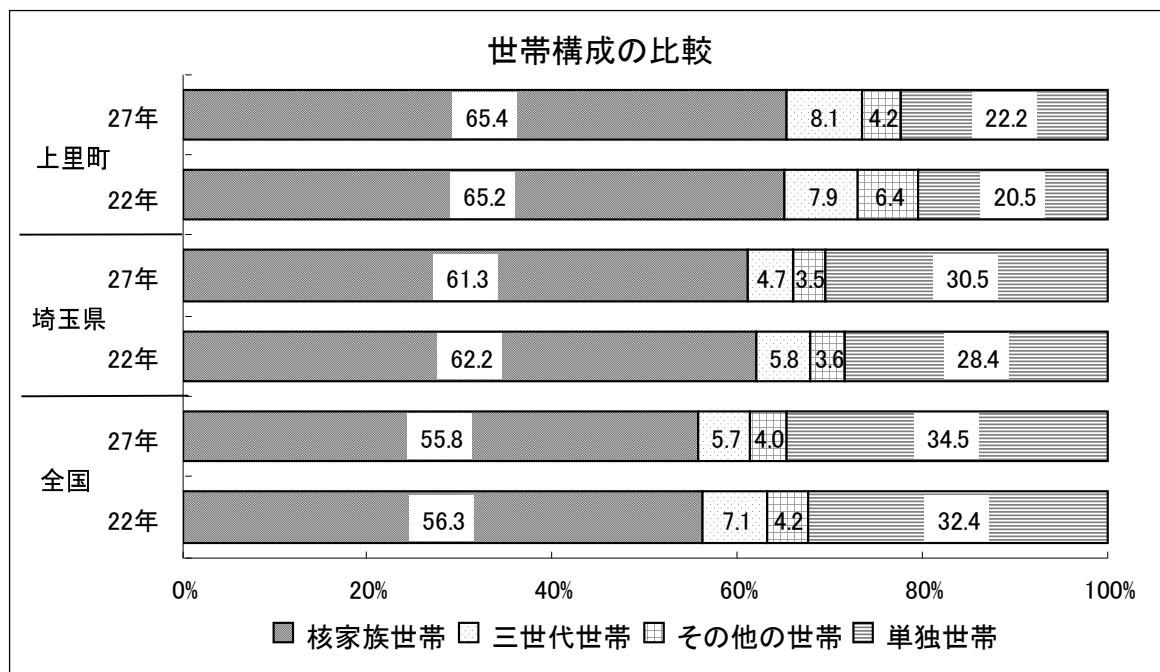


資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

#### ④世帯構成

本町の世帯構成は「核家族世帯」※14が最も多く、県や全国の比率を上回っています。また、「単独世帯」※15の比率は増加しており、県や全国と同様の傾向を示していることが分かります。

【図表5】



資料：総務省「国勢調査」

【図表6】

世帯数の推移

		核家族世帯	三世帯世帯※16	その他世帯	単独世帯	(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯	合計
平成 27年	世帯数	7,323	911	472	2,485	231	25	11,191
	構成比 %	65.4%	8.1%	4.2%	22.2%	2.1%	0.2%	100.0%
平成 22年	世帯数	7,089	863	691	2,224	202	29	10,867
	構成比 %	65.2%	7.9%	6.4%	20.5%	1.9%	0.3%	100.0%

資料：総務省「国勢調査」

※(再掲)は核家族世帯の割合

※14 核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と子ども、母親（又は父親）と子どもから成る世帯。

※15 単独世帯：世帯人員が一人の世帯。

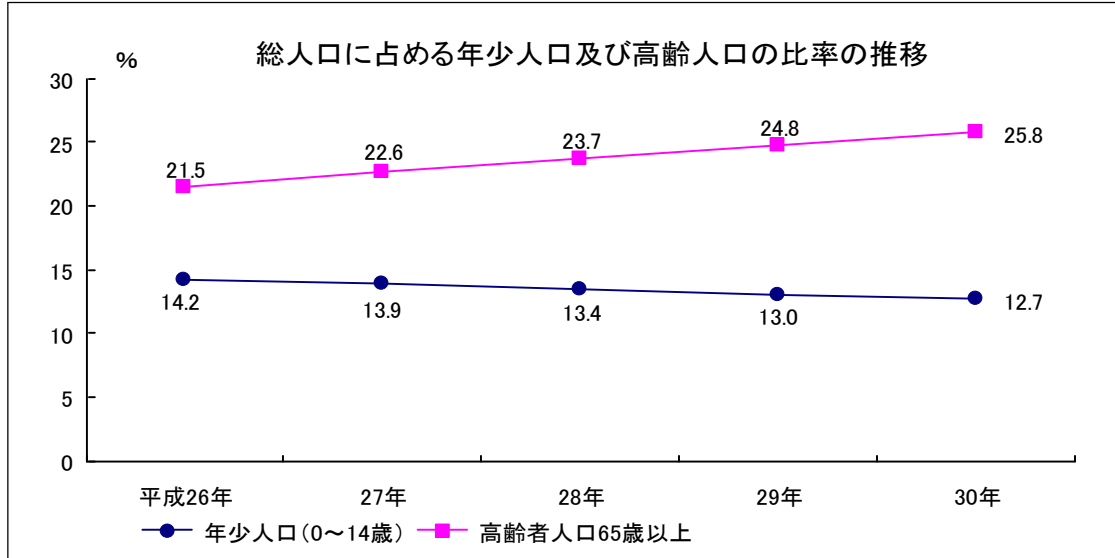
※16 三世帯世帯：夫婦、子どもと親から成る世帯、夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯。

## (2) 少子高齢化の進行

### ①総人口に占める年少人口及び高齢者人口の比率の推移

本町の年少人口と高齢者人口の総人口に占める比率の推移を見ると、近年5年間に於いて、常に年少人口より高齢者人口の比率が上回っており、その差は徐々に広がっています。

【図表7】

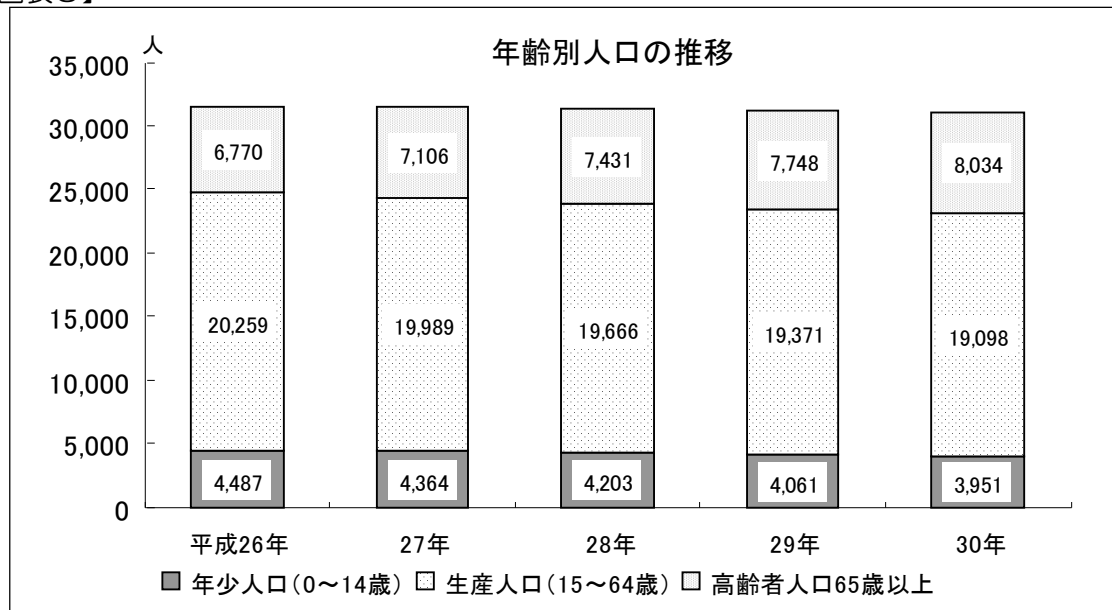


資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

### ②年齢別人口の推移

本町の平成30年（2018年）3月31日現在の年少人口（0～14歳）は3,951人、生産年齢人口（15～64歳）は19,098人、高齢者人口（65歳以上）は8,034人となっており、年々、少子高齢化が進んでいます。

【図表8】

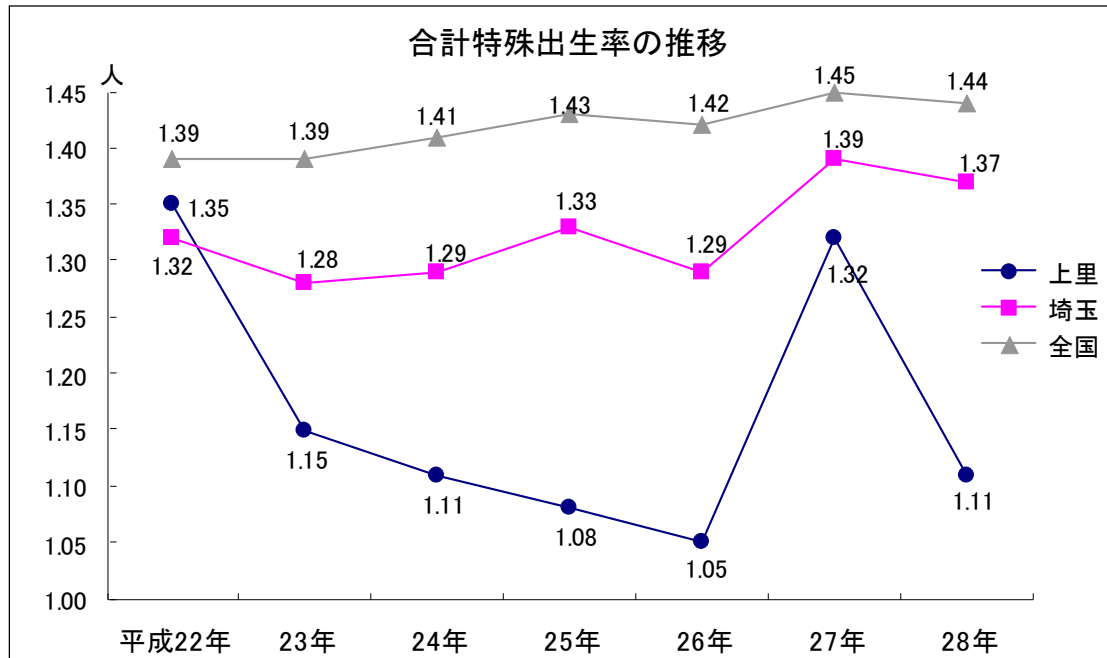


資料：「上里町住民基本台帳」各年3月31日現在

### ③少子化の進行

本町の合計特殊出生率<sup>※17</sup>は、平成22年（2010年）から年々減少し、平成27年（2015年）は1.32人まで回復しましたが、平成28年には減少に転じ、全国・埼玉県と比較しても低い状況となっています。

【図表9】



資料：埼玉県「保健統計年報」

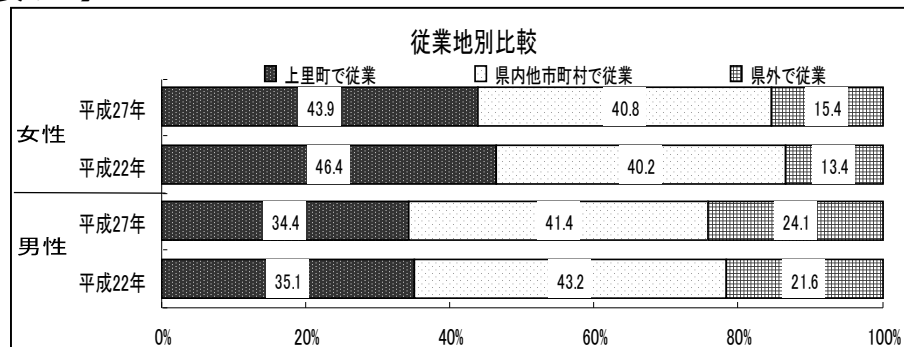
※17 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数

### (3) 就業に関する現状

#### ① 従業地

本町の就業者の従業地を見ると、特に女性は町内での従業が多く、約43.9%が町内で働いています。県外で従業の比率が2%上昇し、働き方の変化がうかがえます。

【図表10】

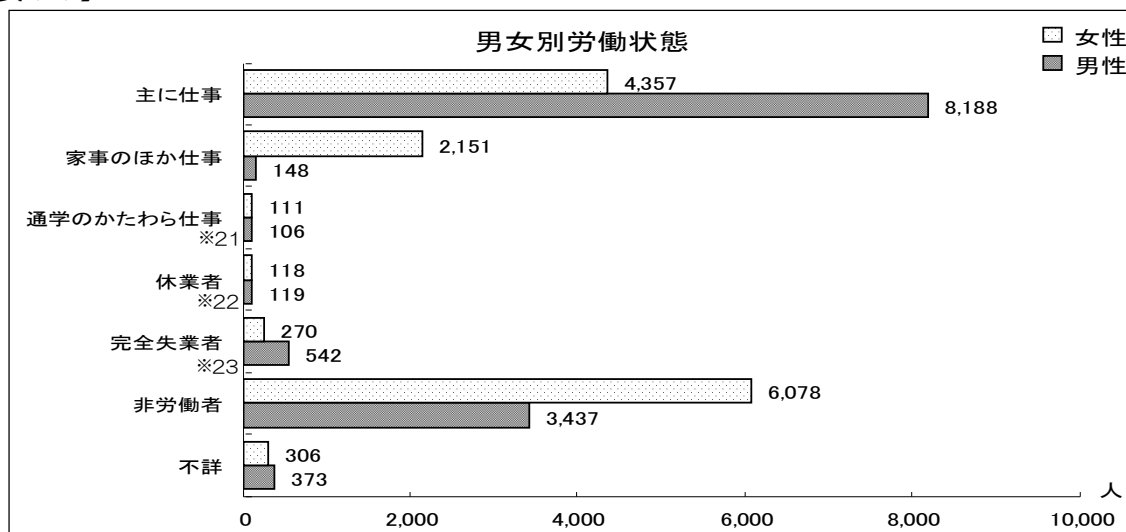


資料：総務省「国勢調査」

#### ② 労働状態

本町の男女別労働状態を見ると、「主に仕事」※18 をしている女性は男性のほぼ半分の状態ですが、「非労働者」※19 については、反対に女性が男性を大きく上回る結果になっています。また、「家事のほか仕事」※20 も圧倒的に女性が多くなっています。

【図表11】



資料：総務省「国勢調査」平成27年

※18 主に仕事：主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合。

※19 非労働者：調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

※20 家事のほか仕事：主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合。

※21 通学のかたわら仕事：主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合。

※22 休業者：勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて30日未満、あるいは勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったかもらうことになっている場合。

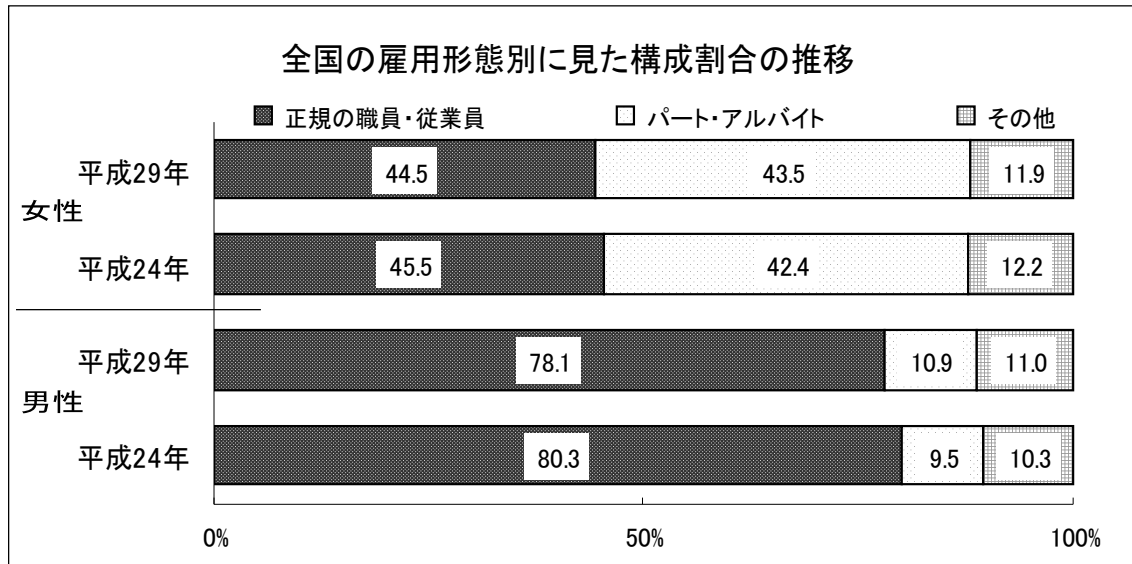
※23 完全失業者：調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申込みなどして積極的に仕事を探していた人。

### ③雇用形態

全国の雇用形態を見ると、男女とも正規の職員・従業員の比率が低くなっており、逆にパート、アルバイト等の非正規雇用者の比率が増えつつあります。

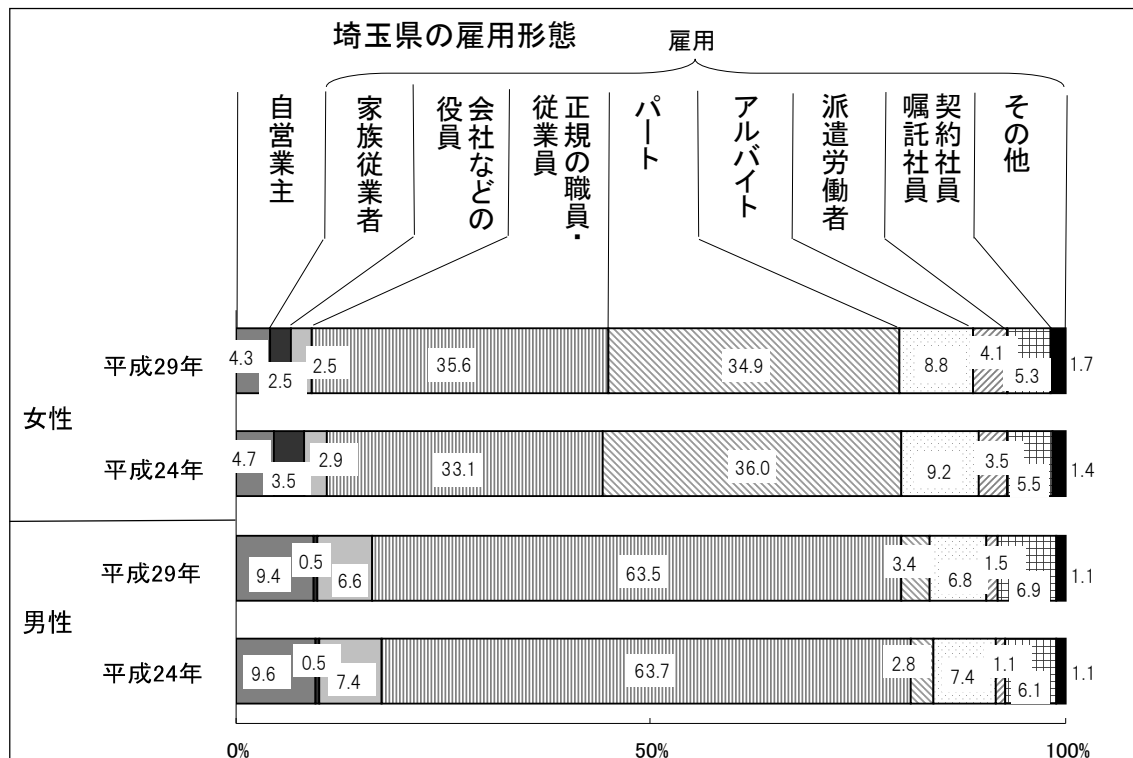
平成29年（2017年）の女性を見ると、パート・アルバイト等（その他を含む）の非正規雇用者の比率が50%を超えており、平成29年（2017年）の「埼玉県の雇用形態」の調査結果を見ても、同様の状況となっています。

【図表12】



資料：総務省「労働力調査年報」

【図表13】

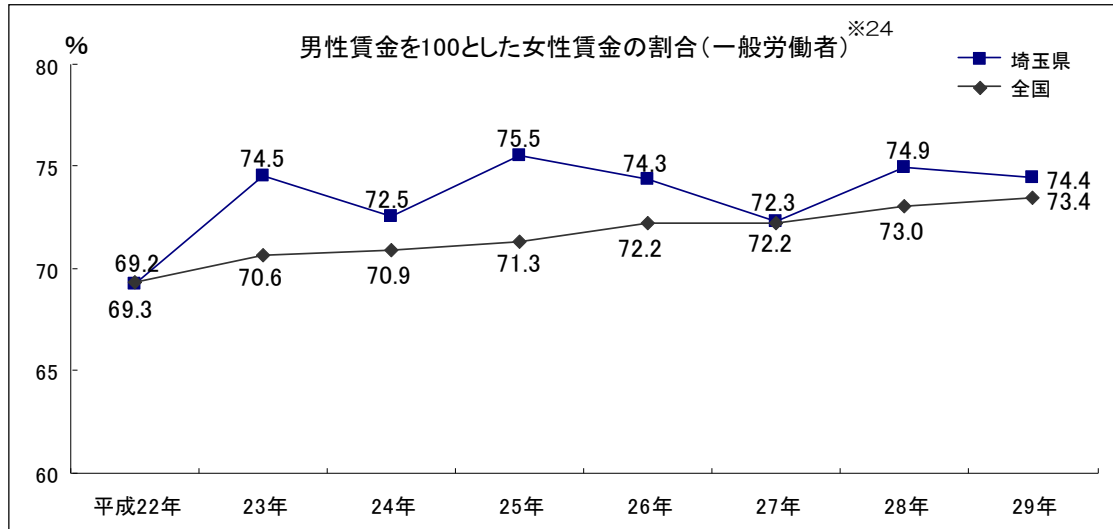


資料：総務省「就業構造基本調査」

#### ④男女の賃金格差の推移

平成29年度（2017年度）の埼玉県における一般女性労働者の水準は74.4%となっており、依然として男性より賃金が低いことがわかります。

【図表14】



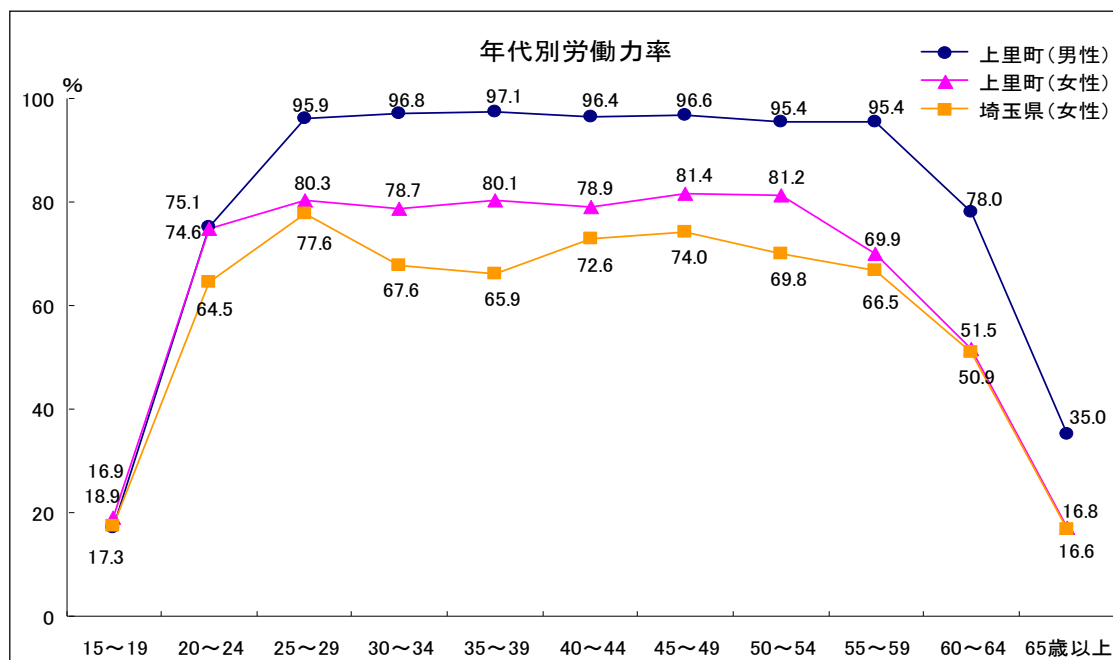
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### ⑤年代別労働力率

女性の年代別労働力率※25を見ると、30歳代で一旦落ちこむ傾向が見られ、このグラフ形状から、「M字型曲線」と言われています。

本町の場合は、県よりもM字の底は浅く、子育て期の離職率が低いことがうかがえます。

【図表15】



資料：総務省「国勢調査」平成27年

※24 一般労働者：所定労働時間が適用されている労働者であってパートタイム労働者を含まない労働者のこと。

※25 労働力率：人口に占める働く人の割合

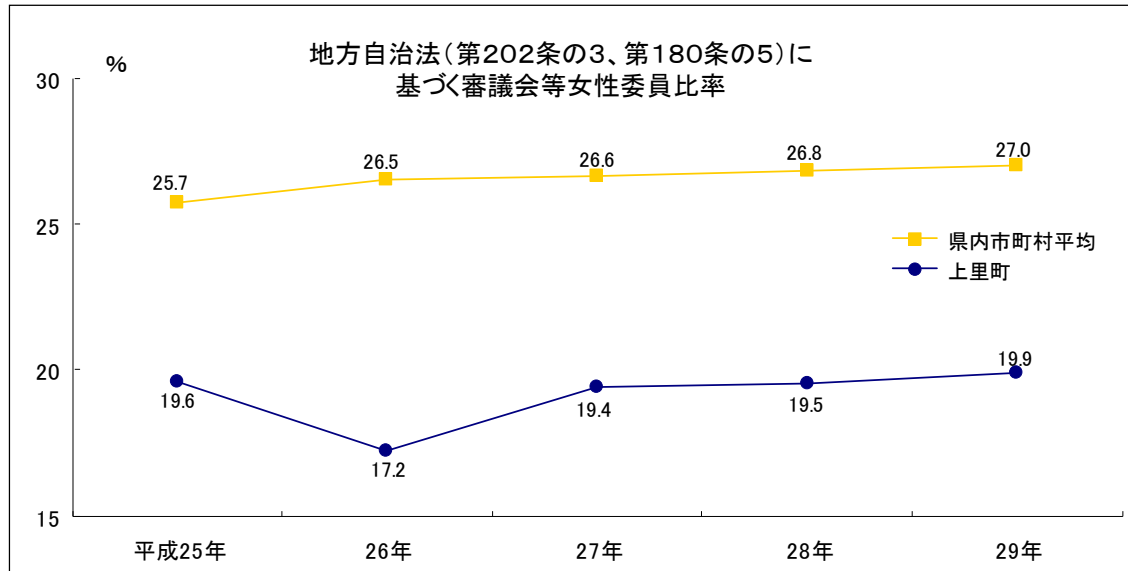


## (4) 審議会等における女性の参画状況

### ① 審議会等委員における女性委員の割合

審議会等における女性委員の比率については、平成29年度（2017年度）の本町状況は19.9%、県内市町村平均は27.0%になっており、県内市町村平均より7.1ポイント下回っています。

【図表16】

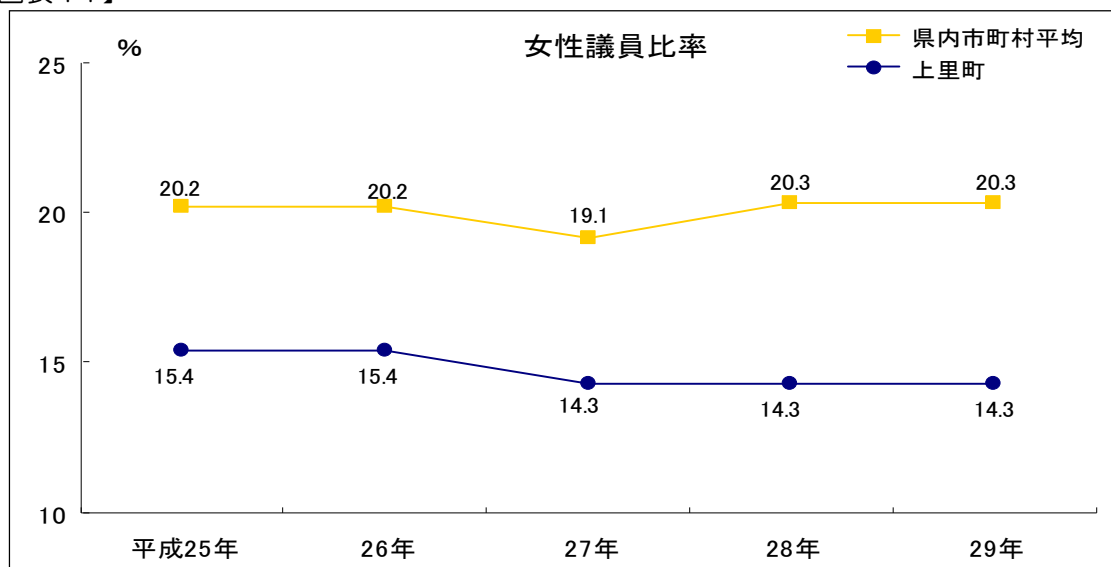


資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

### ② 町議会議員

町議会議員については、平成29年度（2017年度）の本町の状況は、14.3%、県内市町村平均は20.3%になっており、県内市町村平均より6.0ポイント低い状況です。

【図表17】

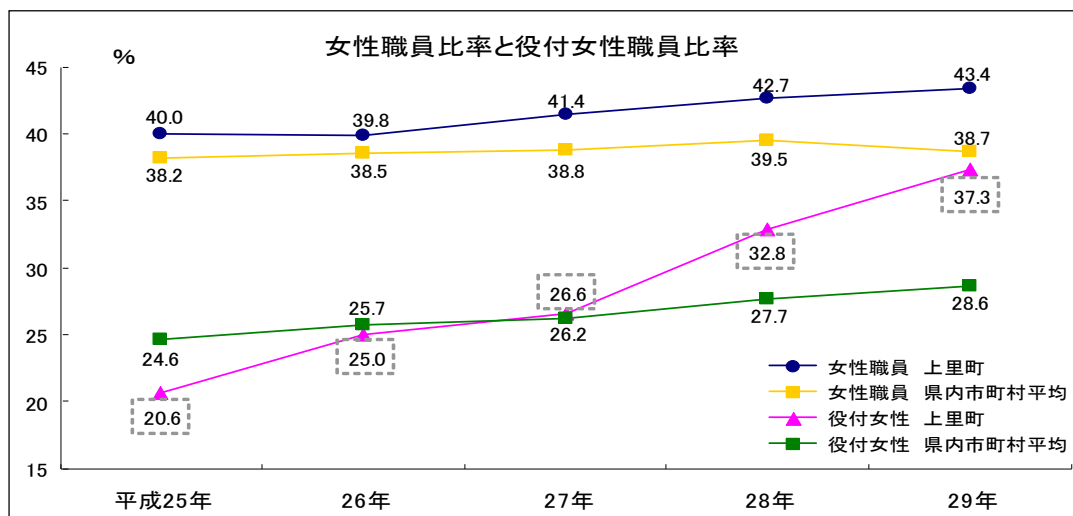


資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

### ③自治体職員

平成29年度（2017年度）の本町職員に占める女性職員の比率は43.4%で、県内平均より4.7ポイント高くなっています。役付女性職員※26の比率は37.3%で、県内平均より8.7ポイント上回っています。

【図表18】



資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

### ④自治会長（上里町では区長）

本町では、自治会長（区長）の中に占める女性の比率は1.1%ですが、県内市町村合計に占める女性の比率は4.8%です。

【図表19】

市町村名	総数	うち女性	女性比率
上里町	92	1	1.1%
神川町	23	0	0.0%
美里町	23	1	4.3%
寄居町	67	0	0.0%
県内市町村合計	7,182	347	4.8%

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」平成29年

### ⑤防災会議委員

本町では、女性の防災会議委員の比率は5.6%で、県内市町村平均より3.9ポイント低くなっています。

【図表20】

市町村名	総数	うち女性	女性比率
上里町	18	1	5.6%
神川町	19	2	10.5%
美里町	20	0	0%
寄居町	36	2	5.6%
県内市町村合計	2,179	207	9.5%

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」平成29年

※26 役付女性職員：係長級以上の職員。

## (5) 配偶者等からの暴力の発生状況

### ①ドメスティック・バイオレンス※<sup>27</sup>（DV）相談件数

本町では、DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数は、第2次かみさと男女共同参画推進プラン制定以降、ほぼ横ばい状態となっています。

### ②高齢者虐待認定件数

本町の高齢者虐待認定件数は、第2次かみさと男女共同参画推進プラン制定以降、ほぼ横ばい状態となっています。

### ③児童虐待の通報・相談件数

本町の児童虐待通報・相談件数の中で、身体的虐待やネグレクト※<sup>28</sup>は第2次かみさと男女共同参画推進プラン制定以降、平成27年度（2015年度）に増加しましたが、その後減少し、心理的虐待はほぼ横ばい状態になっています。

---

※<sup>27</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力で、身体的・精神的・性的暴力があります。

※<sup>28</sup> ネグレクト：特に幼児や児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることを指す場合が多く、育児放棄とも言います。

## 2 課題の取りまとめ

### (1) 上位計画から

国は、平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。この基本計画では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を横断的視点として位置づけるとともに、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備、あらゆる分野での女性の参画拡大を強調しています。

県は、平成29年（2017年）に「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、この計画は女性活躍推進法の推進計画としても位置づけられています。また、県全体のDV対策を推進するため「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を策定しました。

上里町は、平成29年（2017年）に「第5次上里町総合振興計画前期基本計画」を策定しました。総合基本計画では、「男女がともに支えあい、認めあい、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざし、意識啓発と実践活動を推進します。」と目標を掲げています。

#### 課題

わが国の男女共同参画の取組は、世界の動きと密接に関連して進められています。

国、埼玉県ともに、具体的な成果目標を掲げたアクションプランを策定しています。

本町においても、国際的協調のもと国、県の計画との整合性を図るとともに、本町の地域特性や現況、町民ニーズなどを把握した上で、重点的に取り組むべき目標の設定が必要です。

また、第5次上里町総合振興計画では、住民と行政の協働が重視されており、男女共同参画社会の実現に向け、協働の視点を取り入れた計画としていく必要があります。

### ■第4次男女共同参画基本計画

#### ○男女共同参画を推進する12の重点分野

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画と拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

## (2) 上里町の概況から

本町の総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

少子化の動向を見ると、合計特殊出生率は全国及び埼玉県平均を下回っています。

本町の労働者の労働状態を見ると、女性は「非労働力」、「主に仕事」、「家事のほか仕事」の順番に多い状況に変化はありません。

女性の労働力の状況を見ると、埼玉県と比較してM字カーブは緩やかとなっており、出産・子育て期の女性が継続して就労しているといえます。

全国・県の雇用形態を見ると、男女ともに正規の職員・従業員の比率がますます低下し、女性はパート等の非正規雇用者の比率が50%を超えています。

### 課題

人口減少、少子化の影響の中、M字カーブが緩やかな反面、合計特殊出生率も下降しています。

女性の雇用形態で、パート等の非正規雇用者の比率が半数を超えている状況から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれていない現状が伺えます。

女性の活躍による経済社会の活性化が求められる状況のなか、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備や、出産・子育て後の再チャレンジを支援する環境の整備が重要です。

また、男性、女性ともに仕事と生活の調和を図っていけるよう、子育て支援、育児休業制度の取得促進、就労環境の向上に向けた事業所への啓発などを総合的に推進して行くことが求められています。

## (3) 審議会等への女性の登用状況から

本町は、審議会等において女性を積極的に登用するものとして、委員に占める女性の登用率を埼玉県の目標値である40%をめざしてまいりましたが、平成29年（2017年）4月1日時点で19.9%と県内市町村平均を下回っています。

本町の役付女性職員の比率は37.3%で、県内市町村平均を上回っています。

### 課題

国、県については、40%の目標を掲げており、本町においても平成35年度（2023年度）までに目標値40%をめざし、各種審議会の女性委員の人数・比率を定期的に調査し、計画的に取り組んでいく必要があります。また、引き続き女性委員のいない審議会等への積極的登用が望まれます。

男女が、ともに住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に男女がともに参画し、ともに利益を享受し、ともに責任を担う必要があります。今後も引き続き審議会委員など町民参加の機会に女性の参画を促進します。

また、女性職員の管理職登用については、長期的な視点に立ちつつも、具体的な取り組みが必要です。

#### (4) 男女共同参画意識調査から

「意識調査」を基に、各分野ごとに男女の「平等感」を見ると「家庭」「教育」では平等感が高く、「社会通念や習慣」では平等感が低くなっています。「社会通念や習慣」では男女とも50%以上の方が「平等になっていない」と答えており、依然として習慣やしきたりに対する不平等感が残っています。

一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感する」と答えた人は13.4%で埼玉県全体（14.0%）よりもやや低い結果となっています。「同感しない」と答えた人は54.2%で埼玉県全体（49.8%）よりも高い結果となっています。

家庭での役割分担については、家事や子育て・介護において女性が担っている割合が高くなっています。

地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度については、「反映されていない」と答えた割合が多くなっています。女性が政策・方針を決定する場に進出するために重要なことは、女性では「家事や子育てをバランスよく分かちあう」が多く、男性では「女性自身が政策・方針決定の場に参画することへの関心を高める」が多く、意識に差が出ています。

ワーク・ライフ・バランスの認知度は「知らない」人が7割強、「知っている」人は3割弱でした。

女性の望ましい働き方については、女性は「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」が多く、男性は「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」が多くなっています。

職場での男女の平等感では、昇進や昇格は「男性の方が優遇」の割合が多く、育児・介護休業の取得は「女性の方が優遇」の割合が多くなっています。

配偶者等から受けた暴力の相談の有無については、相談した女性が3割弱、男性が1割でした。

#### 課題

「意識調査」の結果では、男女の平等感では比較的平等意識が高いものの、性別による固定的な役割分担に対する意識は依然として残っています。

このような性別による固定的な役割分担意識や習慣・しきたりなどの社会通念は個人の能力を発揮する機会や、自由に活躍できる機会を妨げている要因となっています。

雇用の分野では、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正などにより、法律や制度の面では改善が進められてきましたが、現実には、男女の労働環境の不平等感は今なお残っており、今後はこれらを改善していくことが求められます。

また、配偶者等から受けた暴力の相談をしない割合が多いことから、被害者が早期に安心して相談できる体制の充実が求められています。

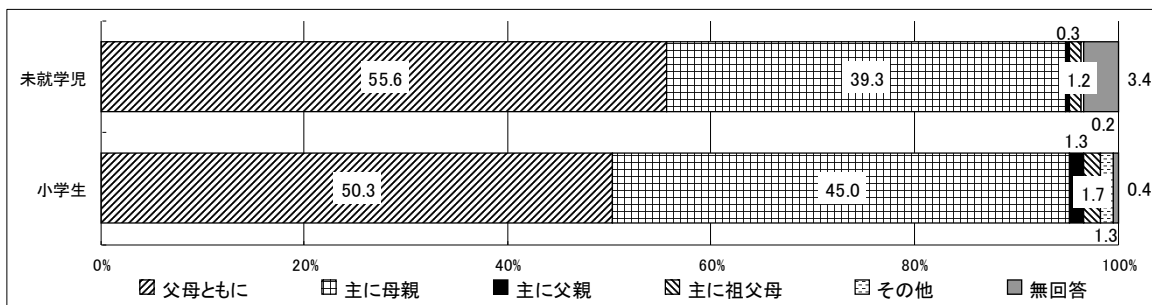


## (5) 子ども・子育て支援アンケート調査から

未就学児、就学児（小学1～3年生）を持つ保護者を対象とした子ども・子育て支援に関する調査によると、子育てを主にしているのは未就学・就学児ともに「主に母親」が約4割を占めています。

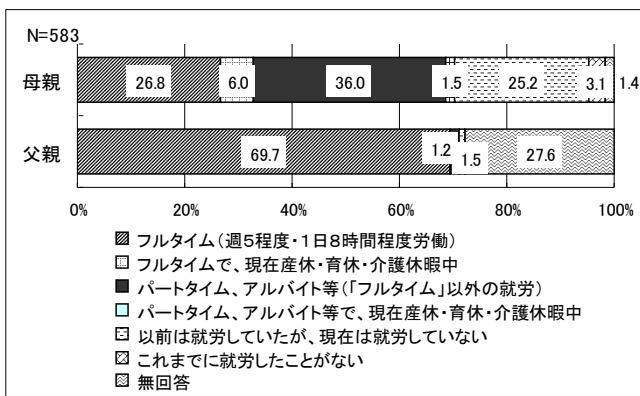
未就学児の親の就労状況については、父親の約7割が「フルタイム」で働いているのに対し、母親は約3割となっており、「現在は就労していない、したことがない」は28.3%となっています。母親が現在働いていない理由では、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が39.3%、「利用できる保育サービスがない」が12.0%でした。

【図表21】子育てを主にしている方

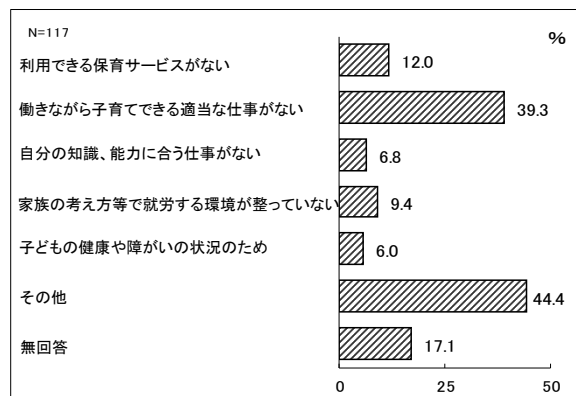


資料：上里町「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」平成25年度

【図表22】未就学児の保護者の就労状況



【図表23】母親が現在働いていない理由



資料：上里町「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」平成25年度

### 課題

未就学児のいる家庭での母親の約3割が就労していないことから、働きながら子育てをすることが難しい状況であることがわかります。

母親が働いていない理由からは、子育てをしながらできる仕事や保育サービスの充実が求められていることがわかります。

このような状況から、子育て支援の更なる充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境整備を進めていく必要があります。

## 第3章 基本理念・基本目標

### 1 基本理念

上里町は、平成15年（2003年）6月「上里町男女がともに輝く町づくり条例」を制定し、以下の基本理念を掲げました。本計画においては、この基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 性別による固定的な役割分担の解消
- (3) 政策又は法律立案及び決定への参画機会の確保
- (4) 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- (5) あらゆる差別と暴力を許さない社会の構築
- (6) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (7) 国際的な協力
- (8) 配偶者等からのあらゆる暴力的行為の根絶

認め合い ともに創り 支えあうまち かみさと

### 2 基本目標

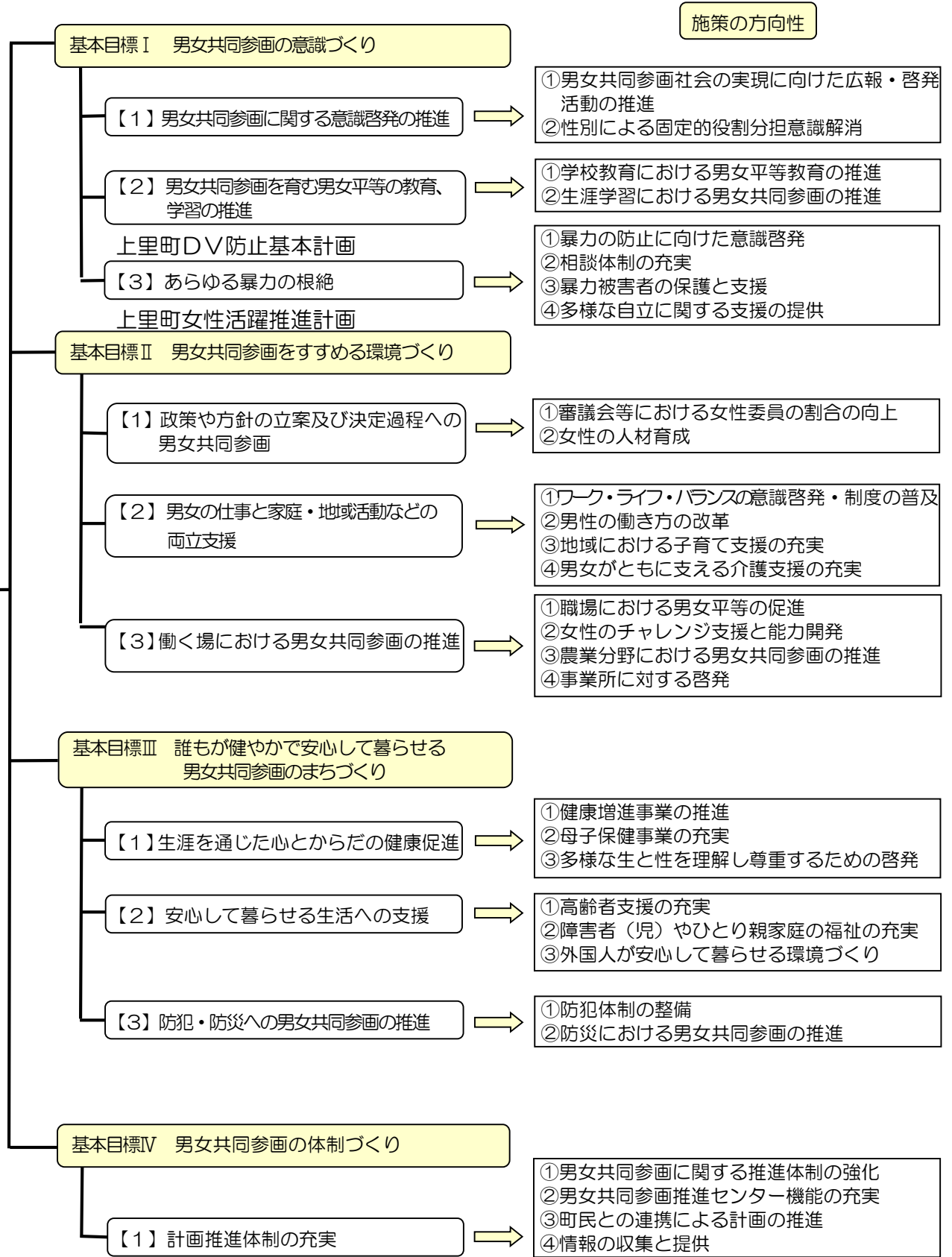
本町を取り巻く状況と課題を踏まえ、条例に位置づけられている基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成を目指すため、4つの基本目標を掲げます。

- I 男女共同参画の意識づくり
- II 男女共同参画をすすめる環境づくり
- III 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり
- IV 男女共同参画の体制づくり



### 3 施策体系

認め合い  
学び合い  
支えあいまち  
かみむし



## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ

### 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行うための意識啓発が重要です。

男女平等は憲法に保障された権利ですが、これまでわが国の社会に根強く残る「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な力の格差が、「男が上で女が下」といった性差別を生み出し、女性の活躍を未だ阻害している要因となっていると考えられています。

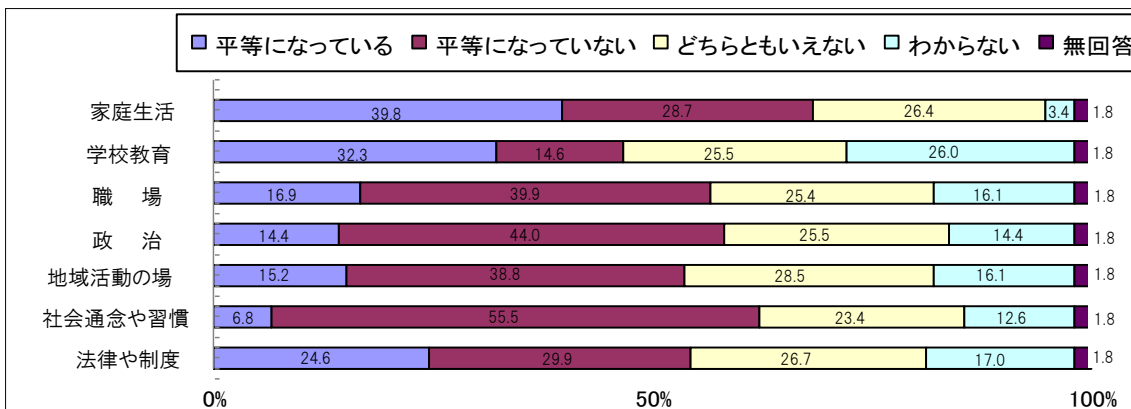
平成29年度（2017年）に実施した「意識調査」において男女の地位の平等感について、「家庭生活」、「学校教育の場」では「平等」と回答した割合が高くなっていますが、「社会通念や習慣など」、「政治の場」、「職場」では「不平等」と回答した割合が高くなっています。

男女の役割分担意識については「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識を支持する割合が1割以上あり、これらの意識を解消する必要があります。

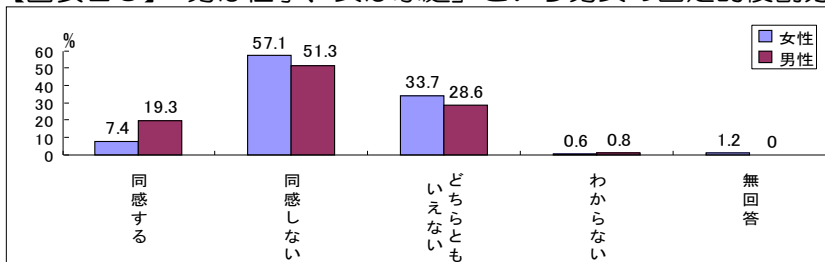
また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）、セクシュアル・ハラスメント※29、性犯罪、売買春やストーカー行為※30などの女性に対する暴力も後を絶たないことから、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

なお、課題【3】の施策は「配偶者暴力防止法」に基づく「市町村推進計画」に対応しています。

【図表24】男女の地位の平等感



【図表25】「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的役割分担意識



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

※29 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な形態のものが含まれる。

※30 ストーカー行為：特定の他者に対して執拗につきまとう行為をいう。

## 課題【1】男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。誰もがその意義を理解し、人権意識の高揚を図るために啓発活動を充実させていきます。

また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、共に社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚を図ります。

### 施策の方向性

#### 1. 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①人権尊重意識の浸透を図るためのセミナー、講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の尊重、法の下での平等、男女共同参画が生活の中で生かせるようセミナー、講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。</li> <li>全町民や町内各種団体を対象にした人権講演会を開催します。</li> </ul>	子育て共生課 生涯学習課
②啓発紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発冊子「明るい町づくりをめざして」の発行により、人権意識の啓発を図ります。</li> <li>情報紙「ウィズ・ユーあなたとともに」の発行により男女共同参画意識の啓発を図ります。</li> </ul>	生涯学習課 子育て共生課
③人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。</li> </ul>	子育て共生課 生涯学習課

### 施策の方向性

#### 2. 性別による固定的役割分担意識解消

具体的な施策	実施内容	担当課
①性別による固定的役割分担意識の解消を目指す啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動を充実します。</li> </ul>	子育て共生課

## 課題【2】男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進

学校・学級運営において人権尊重の理念のもと、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。教育にあたる教職員の理解が重要であることから、学校教育における男女平等意識の向上を図ります。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していただけるよう、家庭や地域において学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

### 施策の方向性

#### 1. 学校教育における男女平等教育の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女平等教育の推進	・男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育指導室
②教職員の研修の充実	・教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育指導室
③保護者・PTA への啓発の充実	・学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得るよう努めます。 ・学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校 PTA 家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	・各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育指導室

### 施策の方向性

#### 2. 生涯学習における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	・男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力をつける講座や、男女共同参画意識を高める講座を開催します。	子育て共生課
②学習情報の提供	・「公民館だより」や各公民館内へのポスター掲示等で住民に広く学習情報の提供を行います。	生涯学習課

## 課題【3】あらゆる暴力の根絶

### 上里町DV防止基本計画

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。

しかし、実際にはそうした暴力は個人や家庭内などの限られた人間の問題であると考えられ、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

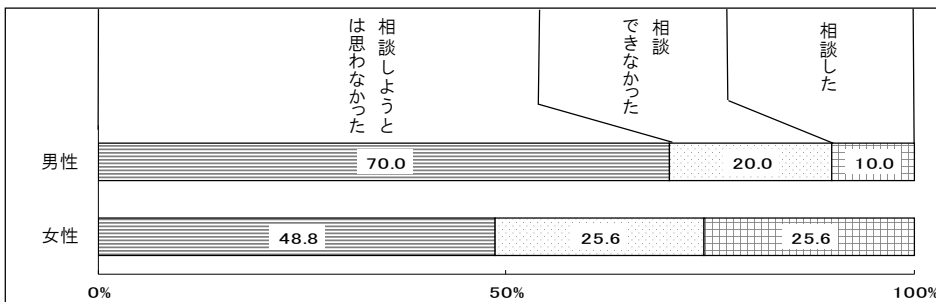
被害者の多くは女性であり、その背景には男女の固定的役割分担意識や社会的・経済的な力の格差や、暴力を容認する社会風潮などがあり、女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっています。

交際相手からの暴力、性犯罪等は多様化し、被害の低年齢化も進んでおり、被害にあわない、加害者を作らない教育や啓発が必要です。あらゆる差別や暴力を伴わない人間関係を構築するために、暴力を容認しない社会風土づくりに向けて啓発を進めていきます。

「意識調査」では、DVの経験に関わる相談について約6割が「相談しようとは思わなかった」と回答し、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」とした回答が約2割でした。DVに関する認識を深めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりにより被害者の潜在化を防止することと、関係各課や機関との連携により被害者支援の充実を進めていきます。

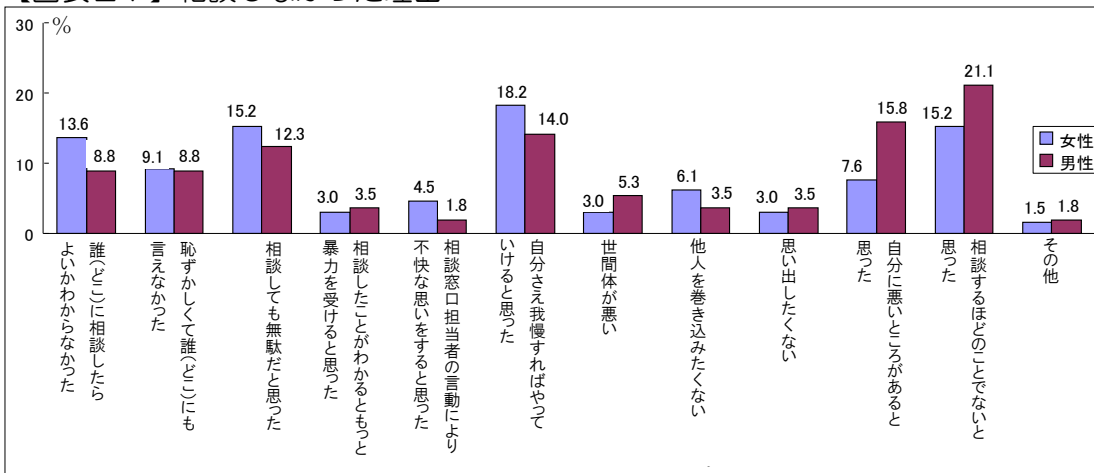
なお、課題【3】の施策は「配偶者暴力防止法」に基づく「市町村基本計画」に対応しています。

【図表26】DVの経験に関わる相談



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

【図表27】相談しなかった理由



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

施策の方向性

1. 暴力の防止に向けた意識啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①暴力の防止に向けた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止啓発事業など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。</li> <li>・デートDV防止に向けての意識啓発を推進します。</li> </ul>	子育て共生課
②情報誌の配布等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力を防止するため、情報紙・啓発パンフレットなどの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しにより啓発活動の充実を強化します。</li> </ul>	子育て共生課

施策の方向性

2. 相談体制の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整え、相談事業を実施します。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課
②相談窓口のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV等の相談に応じるため、広報紙や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課

施策の方向性

3. 暴力被害者の保護と支援

具体的な施策	実施内容	担当課
①保護支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「庁内連絡会議」等により、関係各課と連携を行い被害者への支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課
②DV被害者の関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「庁外連絡会議」等により、被害者の保護と支援のため警察、福祉事務所、婦人相談センター等DV支援に関する機関との連携を図ります。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課

#### 4. 多様な自立に関する支援の提供

具体的な施策	実施内容	担当課
①自立に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>•DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。</li> <li>•面接相談・電話相談・専門相談の充実を図ります。</li> <li>•被害者の個人情報の保護に努めます。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課

#### 数値目標

数値目標（成果）指標		基準値 （平成29年度）	目標値 （平成35年度）
①	「男は仕事、女は家庭」という考えについて「同感しない」人の割合	54.2%	60%
②	学校教育の場で「男女平等になっている」と感じる人の割合	32.3%	40%
③	DV被害者のうち「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」人の割合	82.2%	50%

※基準値は「平成29年度上里町男女共同参画に関する意識調査」による

## 基本目標Ⅱ

## 男女共同参画をすすめる環境づくり

女性の様々な分野への進出が進んでいますが、行政や企業等の政策・方針を決定する場には依然として女性は少なく、男女のバランスを欠いているのが現状です。

女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。社会の変化に対応し持続的に地域が発展していくためには、多様な視点や新たな発想を取り入れながら、あらゆる分野における男女共同参画を促進していく必要があります。

町が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなど取組を進めることにより、町民や社会の関心を促し、地域、各種団体、事業所等あらゆる分野における政策・方針を決定する場に女性の参画が拡大していくことを目指します。

また、仕事と家庭、地域活動を両立するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けて行政だけでなく、事業者など様々な主体が連携して積極的に取り組んでいくことが必要です。

職場では、男性中心型の労働慣行が根付いており、育児・介護等と両立しながら能力を十分発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景が未だに残っています。家庭生活においても男性の家事・育児・介護、地域社会貢献等の活動が十分ではない状況から、女性側の負担が重くなるなど職場での女性の活躍が困難な場合が多くあります。そのため、男性の家事・育児・介護等に参画する環境整備と、男性の男女共同参画に関する理解促進を図る必要があります。

なお、基本目標Ⅱに係る部分は、女性活躍推進法第6条2項に基づく「市町村推進計画」に対応しています。

### 課題【1】政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画

#### 上里町女性活躍推進計画

性別にとらわれない多様な生き方を認め合うまちづくりには、町政に関わる審議会等において男女のバランスのよい参画が必要です。女性の意見が町政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。

また、町の政策決定に関わる女性管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

#### 施策の方向性

#### 1. 審議会等における女性委員の割合の向上

具体的な施策	実施内容	担当課
① 審議会等における女性委員の割合の向上	・各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを行います。	子育て共生課
② 公募制度の推進	・各種委員会、審議会などの開催にあたっては、公募による女性の参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。	関係各課
③ 女性管理職の登用	・女性管理職の登用が積極的に進むよう人材育成、研修参加を推進します。	総務課



## 2. 女性の人材育成

具体的な施策	実施内容	担当課
①女性団体、女性リーダーの育成	・町内にある各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに女性リーダーの養成と資質の向上に努めます。	子育て共生課 関係各課
②幅広い分野での女性の登用	・あらゆる分野での女性の登用に努めます。	子育て共生課 関係各課

### 課題【2】男女の仕事と家庭・地域活動などの両立支援

#### 上里町女性活躍推進計画

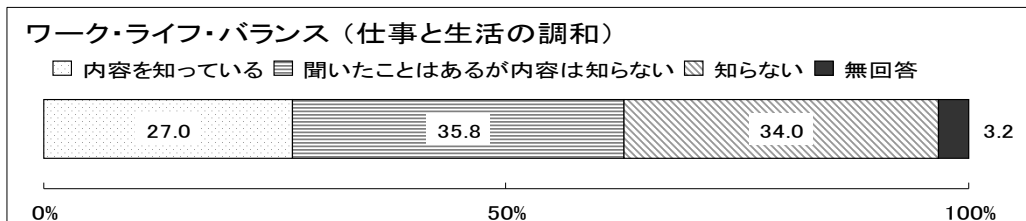
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、個人にとっては仕事により生活の基盤を確保しつつ、家族や友人との充実した時間や自己啓発・地域活動への参加の時間を持つことができる豊かな生活を可能にします。更に、子育てや介護など個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになります。

「意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉に「知らない」、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人をあわせると7割を占め、認識度は低くなっています。家庭生活の優先度においても、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」を希望している割合が約5割となっています。男女ともに仕事と生活の調和を図り、豊かな人生を送ることができるよう意識啓発を進める必要があります。

また、家庭生活・子育てについての調査にあらわれているように、育児や介護、家事等の家庭内労働の負担割合は女性に大きく偏っています。このことが、女性の社会参加を阻む要因のひとつとなっています。男女がともに育児・介護をしながら無理なく働き続けることができるよう、長時間労働の抑制等、働き方の見直しに向けた啓発が必要です。また、男女がともに仕事を両立していくために必要なことは「保育所等の保育時間延長など、保育内容を充実すること」、「民間の企業に対して、在宅勤務など柔軟な勤務制度の導入を推進すること」、「高齢者介護のためのサービスの充実を図ること」と回答する人が多い結果でした。

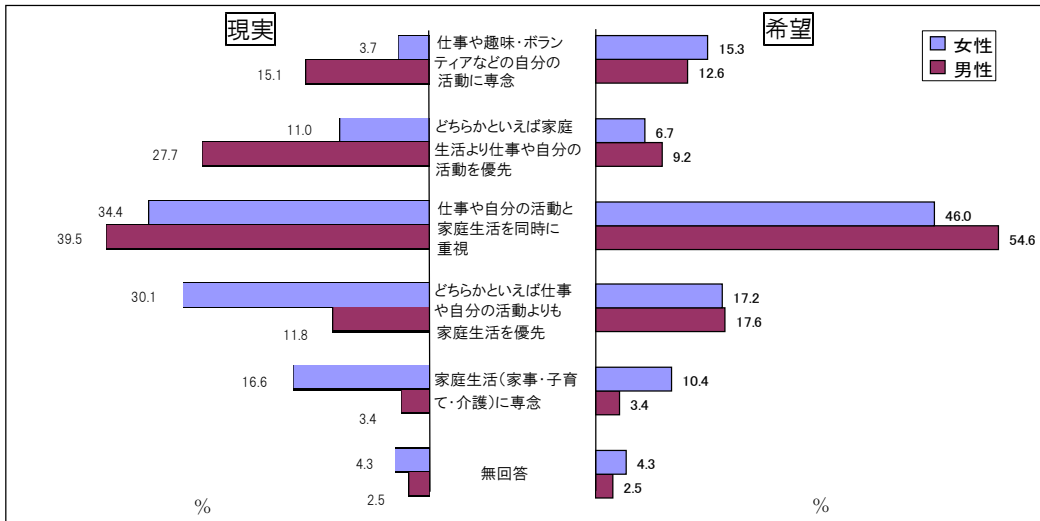
保育所の整備や子育て支援、在宅サービスの拡充など、仕事と家庭・地域活動をバランスよく両立できるように、環境整備の取組みを進めていきます。

【図表28】ワーク・ライフ・バランスの認知度



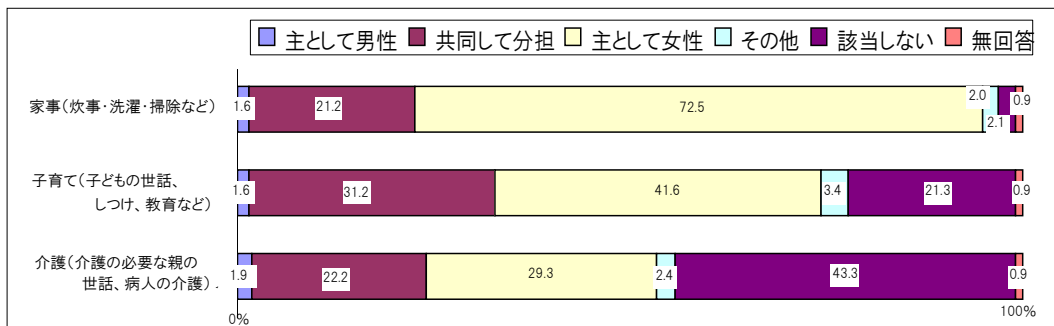
資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

【図表29】 家庭生活の優先度



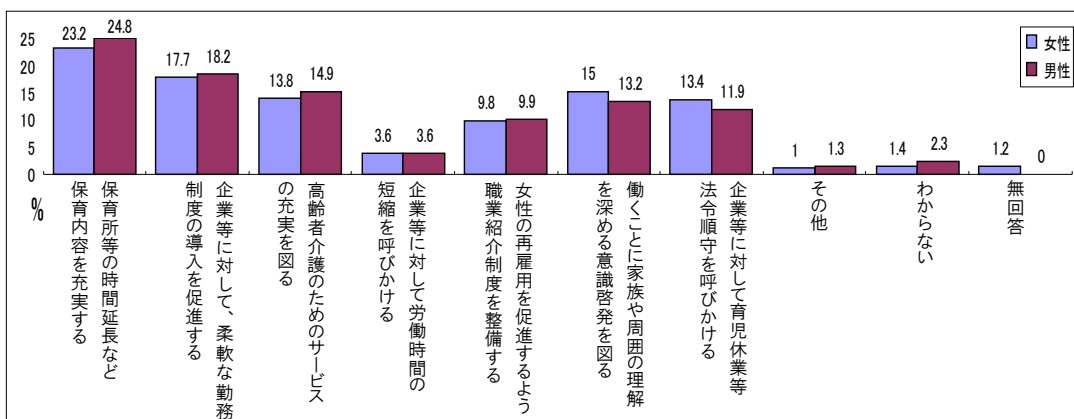
資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

【図表30】 家庭生活での役割分担



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

【図表31】 男女がともに仕事を両立していくために必要なこと



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

施策の方向性

1. ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・制度の普及

具体的な施策	実施内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	・仕事も大事、家庭も地域社会も大事ということが実感できるように、関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスター掲示などによる意識啓発を促進します。	子育て共生課 産業振興課 総務課
②働く男女の健康管理対策	・労働者の心の健康の保持促進のため、健康相談、保健指導の充実を図ります。	健康保険課
③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	・町役場におけるノー残業デーなどを推進します。 ・職員に対して育児休業制度、介護休暇制度の周知と奨励を行います。	総務課

施策の方向性

2. 男性の働き方の改革

具体的な施策	実施内容	担当課
①長時間労働抑制の推進・啓発	・業務改善による働き方の見直し、超過勤務の縮減により長時間労働を抑制するよう、啓発に努めます。	産業振興課
②女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	・女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすいことの認識を広めます。	総務課 産業振興課
③男性の家庭や地域への参画を促進する講座の開催	・男性が家事に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	子育て共生課 健康保険課
④育児休業制度の利用促進	・取得率の低い男性の利用促進に向けた啓発を行います。	産業振興課

### 3. 地域における子育て支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業の充実	・子育て中の保護者の負担を軽減するため、町民間で子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、保護者の希望する時間・事情に合わせた子育て支援サービスを行います。	子育て共生課
②多様な保育ニーズへの対応	・保護者の様々な就労形態や緊急時に対応するため、通常保育の時間の枠を超えた延長保育及び一時保育、低年齢児保育、障害児保育など多様な保育サービスを提供します。	子育て共生課
③保育施設の充実	・多様な保育サービスを提供するため、保育施設・設備・人員の充実に努めます。	子育て共生課
④子育てに関する相談体制の推進	・安心して子育てができるよう、健診や相談事業などで切れ目ない支援を行い、育児に関する情報提供を行います。	健康保険課 子育て共生課
⑤放課後児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子どもの健全育成をめざし、放課後、勤務等で保護者が不在となる家庭の児童が、安全で安心な遊び場として保護者が迎えに来るまでの間過ごす施設として、児童館を拠点施設として子育てを支援します。</li> <li>・町内の小学校で放課後子ども教室（のびっ子教室）を実施し、子ども達が放課後に、異年齢の仲間と安全かつ安心して学習や体験活動、様々な遊びなどを通して交流を図れる居場所づくりを実施します。</li> </ul>	子育て共生課  生涯学習課
⑥「親の学習」の推進	・子を持つ親を対象にした「親が親として育ち親になるための学習」と青少年を対象にした「親になるための学習」を推進し、次世代育成と地域づくりを支援します。	生涯学習課
⑦地域子育て支援拠点事業の実施	・保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て共生課

#### 4. 男女がともに支える介護支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①利用者の増加に向けた相談窓口のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やホームページなどの各種媒体を活用し窓口をPRするほか、各種団体の会合などの機会をとらえ総合事業・介護保険等の周知を徹底させ、高齢になっても暮らしやすいまちづくりを目指します。</li> </ul>	高齢者いきいき課
②介護予防の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者が地域で自立して健康に暮らしていけるよう、住民主体の介護予防活動の育成や支援、介護予防に資する活動を行うボランティア養成講座を開催します。</li> </ul>	高齢者いきいき課
③介護者への支援、支えあいの町づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人等の介護保険施設で開催する介護者教室を広報で周知し、認知症に関する事業を継続します。地域で見守りやちょっとしたお手伝いなど、支えあいの町づくりを推進します。</li> </ul>	高齢者いきいき課
④介護保険制度の正確な情報提供・説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険制度の正確な情報提供・説明を行い、不必要な申請を減らし、誰もが使いやすい介護保険制度を目指します。</li> </ul>	高齢者いきいき課

## 課題【3】働く場における男女共同参画の推進

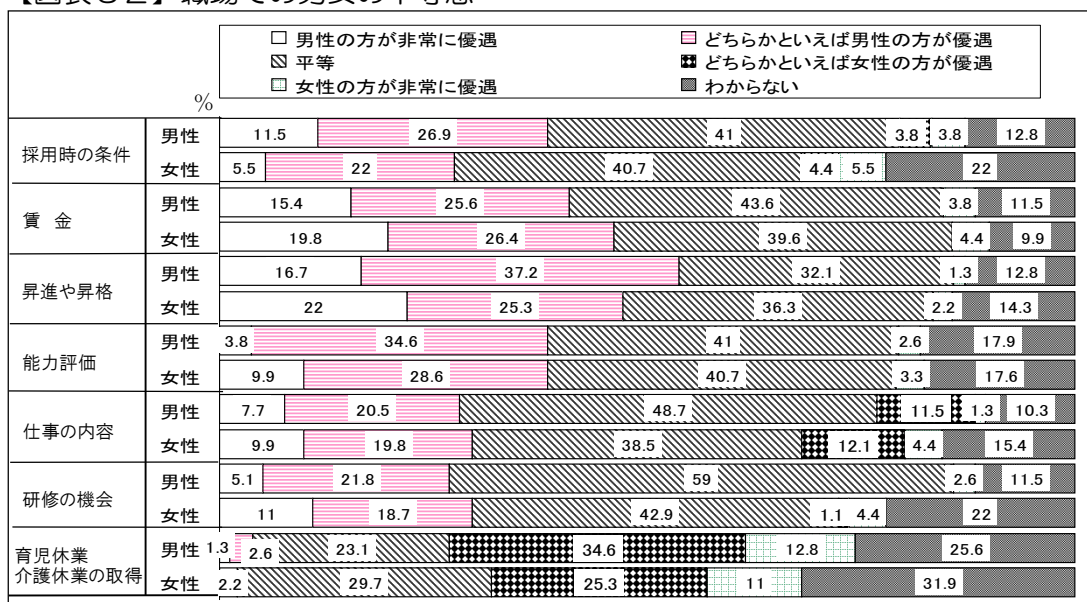
上里町女性活躍推進計画

本町の「意識調査」において職場での男女の平等感を聞いたところ、「昇進や昇格」、「賃金」は男性の方が優遇との回答が多い結果でした。女性の雇用が確保され適正に能力が評価できるよう、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備の促進と事業所への啓発に努めます。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント※31の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和の推進に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

更に、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

【図表32】職場での男女の平等感



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

※31 **パワー・ハラスメント**：権力や地位を利用した嫌がらせのことをいう。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。

施策の方向性

### 1. 職場における男女平等の促進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女雇用機会均等法の周知	・雇用における男女平等を推進するために、男女雇用機会均等法の趣旨をPRし、雇用側の正しい理解を深めるよう働きかけます。	産業振興課
②女性がいきいきと能力を発揮できる就業支援	・女性に対する仕事上の差別や賃金格差、昇進、昇格や管理職への登用などにかかる労働環境の改善を事業主に働きかけます。	産業振興課
③多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	・女性の社会進出に伴う就業場所や職種等の多様化に対して、女性が安心して働けるよう労働環境の整備を促進します。	産業振興課 子育て共生課

施策の方向性

### 2. 女性のチャレンジ支援と能力開発

具体的な施策	実施内容	担当課
①女性の職業能力開発講座等の情報提供	・県や関係機関と連携を図り職業能力のスキルアップをめざし労働情報の提供や就労に必要な知識、技能の習得等各種講座の情報提供に努めます。	産業振興課 子育て共生課
②働く女性・働きたい女性への情報提供	・結婚、育児により離職した方、子育て中の女性を対象に就職のための情報提供を行います。	産業振興課 子育て共生課

施策の方向性

### 3. 農業分野における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①家族経営協定の締結促進	・家族経営が中心の日本の農業にあって、男女、親子を問わず、家族全員が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、将来の目標、就業条件や経営の役割分担、収益配分、日常生活における役割分担等についての取り決めを文書で行なう家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
②農業従事者への支援	・農業従事者の高齢化や後継者不足を解消し、男女が積極的に農業の担い手として参画するきっかけづくりとして、独身就農者の出会いの場づくりに努めます。	産業振興課
③農業委員会への女性の参画促進	・農業委員会への女性の参画を促進します。	産業振興課

#### 4. 事業所に対する啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	・職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境づくりを目指して事業主と就業者に啓発を行ないます。	産業振興課
②労働時間の短縮を含めた仕事と生活時間の調和の推進	・仕事と家庭・地域活動が両立しやすいよう労働時間の短縮やフレックスタイム制 <sup>※32</sup> 等の導入を推進します。	産業振興課
③育児休業 <sup>※33</sup> 、介護休業 <sup>※34</sup> 、子の看護休暇取得の促進	・仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護休業、子の看護休暇を取得しやすく、その後職場復帰しやすい環境の整備に努めます。	産業振興課

#### 数値目標

数値目標（成果）指標		基準値 （平成 29 年度）	目標値 （平成 35 年度）
④	審議会等における女性委員の割合	19.9%	40%
⑤	「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っている人の割合	27.0%	50%
⑥	職場における男女の平等感	39.8%	50%

※④基準値は「平成29年度埼玉県男女共同参画に関する年次報告」による

※⑤⑥基準値は「平成29年度上里町男女共同参画に関する意識調査」による

※32 **フレックスタイム制**：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つをいう。具体的には、1日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的。

※33 **育児休業**：1～3歳未満の幼児を養育している労働者が、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業ないし勤務時間の短縮により育児に専念できる制度。この制度は、性別にかかわらず利用できる。

※34 **介護休業**：介護を必要とする家族をもつ労働者が、介護のために一定期間休暇をとることを保障する制度。この制度は性別にかかわらず利用できる。



男女が個々の体力に応じた健康を保持し、快適な社会生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康保健対策の推進が必要です。

女性の健康は、妊娠や出産等により大きな影響を受けることから、あらゆる人に女性の健康と権利が守られるような意識の啓発を図る必要があります。

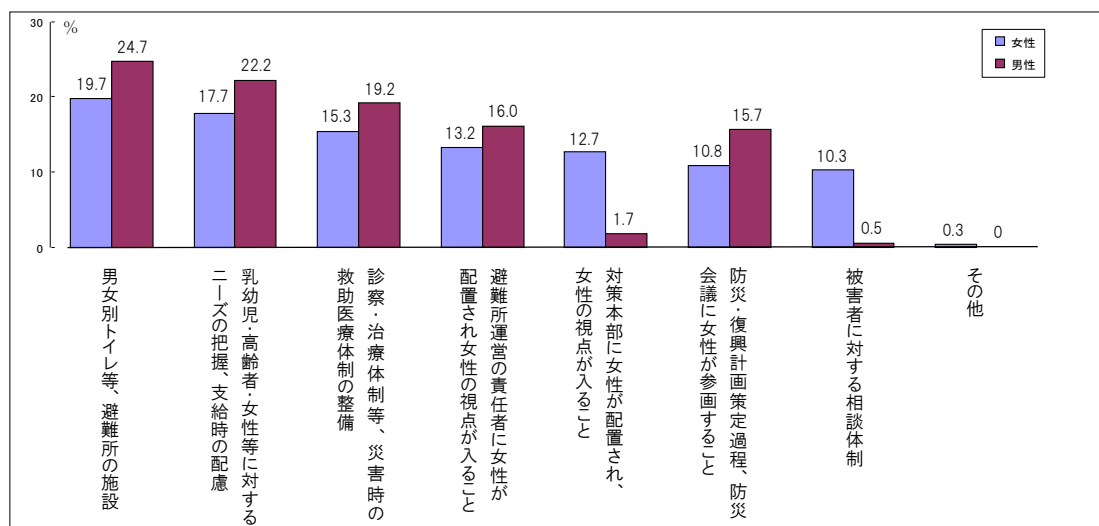
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発や、性的マイノリティ<sup>※35</sup>（LGBT等）といった新たな人権問題に対する教育啓発活動に努めるとともに、個々のニーズに応じた健康支援のための総合的な対策をする必要があります。

また、生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭や高齢者、障害者が抱える悩みなどに対応するための各種相談事業の充実や、介助する方の負担軽減のための支援が求められています。本町においても、高齢者やひとり親家庭、障害者の方やその家族、外国人など様々な困難に直面しやすい町民が暮らしやすい環境を整備して行くことが必要です。

地域社会において、性別・年齢の区別なく被害を受けることとなる災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。これまで発生した災害の検証から、増大した家庭的責任が女性に集中する、支援する側に女性のニーズが届きにくいといった問題が明らかになっています。「意識調査」でも、防災・災害復興対策で男女の性別に配慮が必要な取組みについて、「避難所運営の責任者に女性を配置」、「対策本部に女性を配置」、「防災計画・会議に女性が参画する」等、女性の視点が入ることが必要との女性の回答が多くありました。

このことから、男女のニーズの違いや女性への配慮など、防災及び防犯分野における男女共同参画の推進が必要です。

【図表33】 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮が必要な取組み



資料：上里町「男女共同参画に関する意識調査」平成29年度

※35 性的マイノリティ（LGBT等）：同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ

## 課題【1】生涯を通じた心とからだの健康促進

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、男女が健康状態に応じて生涯を通じた心と体の健康を維持するため、各種健診や相談などの対策や、健康な体力づくりのためスポーツ参加の推進を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、女性が安心して子どもを産み育てられるよう、各種健診、相談の充実を図ります。

学校教育においては、児童、生徒の発達段階を踏まえ、適切な性や母性に関する教育の充実に努めます。

### 施策の方向性

#### 1. 健康増進事業の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①健康診査の充実	・男女特有の疾患に対するがん検診の充実を推進し、また生涯を通じて健康に過ごせるよう特定健診や骨粗しょう症検診などを実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康保険課
②健康相談の充実	・性別や世代ごとに生じる健康課題に対し、不安や心配に思うことをいつでも相談できる体制を充実させます。	健康保険課
③健康に関する啓発の実施	・男女がお互いの身体の特性を理解し、健康管理への自覚を高められるよう正しい知識の普及と啓発に努めます。	健康保険課
④精神的サポートへの取組	・不安やストレスが少しでも軽減され、必要な場合は早期に医療に繋げるなど保健師等による相談や支援を行います。	町民福祉課 健康保険課
⑤スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	・男女ともにスポーツ・レクリエーションを継続して行うための啓発を行います。	生涯学習課

### 施策の方向性

#### 2. 母子保健事業の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦の健康の保持・増進を図り、安心して出産・育児が行なえるよう、妊婦健康診査・妊婦歯科検診を実施します。</li> <li>・核家族化や地域の人間関係が希薄になる中、出産・育児の不安の緩和を図るため、各健診や家庭訪問にて母子等の健康や子育てを支援します。</li> <li>・赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種相談事業を充実させ、母子の健康づくりや育児不安の解消に努めます。</li> <li>・子宮頸がんを予防するワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）が定期接種化され、対象者に周知すると共に適切な接種勧奨を実施していきます。</li> </ul>	健康保険課

### 3. 多様な性と生を理解し尊重するための啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※ <sup>36</sup> の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠や出産について自己決定できるよう広報紙や啓発パンフレット等により、啓発に努めます。</li> <li>・女性の健康は妊娠・出産と大きく関係するため、女性の健康と権利が守られるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の考え方の普及に努めます。また、妊娠中及び出産後も女性が継続して働けるよう母性保護と健康管理について情報提供を行ないます。</li> </ul>	健康保険課
②性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティ（LGBT等）等、個人の人権を尊重するための啓発・教育を行います。</li> </ul>	子育て共生課 学校教育指導室
③小・中学校における保健教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意思決定や望ましい行動がとれるよう、健康教育（性教育）の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育指導室
④こころとからだの相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレス等による悩み、精神疾患などについての相談を行います。</li> <li>・こころとからだと生き方の相談窓口の周知を行います。</li> </ul>	学校教育指導室 健康保険課 子育て共生課

## 課題【2】安心して暮らせる生活への支援

高齢者が地域の中でいきがいをもって生活できるよう、高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行ないます。

また、障害者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障害者への各種支援や、母子・父子家庭といった生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭に対する、様々な支援を実施します。

文化の違いから生活上の不安やトラブルを抱えやすい外国人が安心して暮らせるよう、外国人への支援と国際理解の推進に努めます。

※36 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、リプロダクティブ・ライツは、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを決定する権利をいう。女性の生命の安全や健康を重視する観点から、妊娠、出産、中絶、避妊、情報取得、医療受診などの権利を女性に認めようとする考え方。

施策の方向性

1. 高齢者支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①老人クラブへの支援	・老人クラブ会員数を増やすことで、スポーツやコミュニティに参加する人を増やし健康の促進を図ります。また、地域に根差した老人クラブを目指すことで、老後も安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。	高齢者いきいき課
②高齢者への各種支援	・高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスの紹介、提供をしていきます。	高齢者いきいき課
③高齢者への就労支援	・高齢者の就労の機会を設けることにより、金銭的にも生活的にも豊かになり、いきいきと生活できるまちづくりを推進します。	高齢者いきいき課
④高齢者の学習の場の提供	・せせらぎ大学を開催するほか、高齢者向けの各種講座を地区公民館で開催します。	生涯学習課

施策の方向性

2. 障害者(児)やひとり親家庭の福祉の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①障害者相談事業の実施	・身体、知的、精神障害者(児)の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。 ・発達障害など発達の遅れに関する相談を受け、早期対応に努めます。	町民福祉課 健康保険課
②障害者の就労支援	・ハローワークなどと連携し、障害者の就労支援を実施します。	町民福祉課
③障害者に対する各種支援の実施	・障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療助成における資格認定、障害者関係団体への助成など様々な支援を行います。	町民福祉課
④ひとり親家庭に対する各種支援の実施	・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などの様々な支援を実施します。	子育て共生課 健康保険課

施策の方向性

### 3. 外国人が安心して暮らせる環境づくり

具体的な施策	実施内容	担当課
①異文化体験、理解等の促進	・国際交流を図るため、一泊二日のホームステイの受け入れをし異文化体験や理解の促進に努めます。	総務課
②外国語による生活情報の提供	・国際交流協会のボランティア会員と協力し、外国人へ外国語による生活情報を提供します。 ・予防接種の説明書や予診票、母子健康手帳を外国語版で対応しています。乳幼児健診の通知については可能な限り対応しています。	関係各課 健康保険課
③日本語学級	・町内在住の日本語の指導を必要とする児童生徒に対し、日本語学習を支援します。更に担当教諭と通訳が協力し、学習の仕方、取り組み方、準備等の指導や支援を行ないます。	学校教育指導室

### 課題【3】防犯・防災への男女共同参画の推進

犯罪被害者となりやすい女性や子どもを守るには、見守り活動や犯罪を起こさにくい環境づくりを地域住民とともに推進していく必要があります。誰もが安心して暮らせるよう、防犯体制の充実を図ります。

また、地域における防災分野においては女性の視点に立った取組みが重要であることから、防災分野における男女共同参画を推進し、地域安全の基盤づくりに努めます。

施策の方向性

#### 1. 防犯体制の整備

具体的な施策	実施内容	担当課
①非行防止夜間パトロールの実施	・町民会議、青少年問題協議会、青少年育成推進員、学校、警察などの協力で、年間3回のパトロールを実施します。	子育て共生課
②地域での防犯体制の推進	・防犯ボランティア団体（行政区等）を中心に、警察や防犯協会等で開催の研修会等に積極的に参加をし、体制の強化を図ります。	くらし安全課
③各種団体への支援	・防犯ボランティア団体（行政区等）に対して啓発品・防犯パトロール用品等の購入助成を行います。	くらし安全課
④防犯灯の設置	・設置基準に基づき必要と思われる箇所に防犯灯を設置し、犯罪予防に努めます。	くらし安全課
⑤防犯カメラの設置	・必要と思われる箇所に防犯カメラを計画的に設置し、犯罪予防に努めます。	くらし安全課

施策の方向性

2. 防災における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	・防災に関する施策・方針決定過程における女性の参画を推進します。	くらし安全課
②地域防災組織への女性の参画促進	・男女双方の視点を取り入れた防災講座等を行い、女性の参加促進につなげます。	くらし安全課

数値目標

数値目標（成果）指標		基準値 （平成27年度）	目標値 （平成33年度）
⑦	がん検診受診率	胃：8.1% 大腸：15.8% 肺：21.1% 子宮：39.7% 乳：41.9%	50%
⑧	高齢者福祉・介護分野の満足度	22.6%	30%
⑨	防犯パトロール隊の数	26団体	28団体

※⑦⑧⑨基準値は「第5次上里町総合振興計画前期基本計画」による

## 基本目標Ⅳ

## 男女共同参画の体制づくり

### 課題【1】 計画推進体制の充実

本計画を総合的・効果的に推進していくためには、町民の多様なニーズに応じた行政サービスの提供が必要となり、町民と行政が協働して事業を推進する必要があります。

地域、団体、ボランティア、企業等との協働体制を築き、男女共同参画社会の実現のため有効な施策を展開することにより、幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向け、町民と協働して事業を実施します。

また、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設として広く町民の利用が図られるよう、男女共同参画推進センターの機能の充実を図ります。

更に、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、関係機関と連携して課題に取り組み、国、県等との連携を図ります。

#### 施策の方向性

#### 1. 男女共同参画に関する推進体制の強化

具体的な施策	実施内容	担当課
①町民参加の計画の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>町民の視点から計画の進捗状況の確認を行います。</li><li>上里町男女共同参画推進審議会を開催します。</li><li>上里町男女共同参画推進センター運営委員会を開催します。</li></ul>	子育て共生課
②職員に対する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>職員に男女共同参画意識を定着させるよう、研修等を通じた意識啓発を行います。</li></ul>	子育て共生課 総務課
③国、県、他市町村との情報交換、連携の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>内閣府や埼玉県男女共同参画推進センター、他市町村との連携を強化し、国や県の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、町民に周知するとともに、国・県の施策を町に反映させていきます。</li></ul>	子育て共生課
④施策の進行管理	<ul style="list-style-type: none"><li>「第5次上里町総合振興計画前期基本計画」との整合性を図り、総合的な視点から各種施策の進行管理を行います。</li><li>計画の推進状況を客観的に評価するため、定期的に調査を行います。</li></ul>	子育て共生課

施策の方向性

## 2. 男女共同参画推進センター機能の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性のための総合相談（悩みごと相談・法律相談）、行政相談、生活相談等、各種相談事業の実施を図ります。</li> <li>• 各種相談の実施を広く周知し相談しやすい環境を整えます。</li> </ul>	子育て共生課 関係各課
②活動拠点施設の効果的な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町民に親しまれる施設となるよう、「男女共同参画推進センター（ウイズ・ユース）」の活動内容の周知に努めます。</li> <li>• 効率的な事業展開となるよう努めます。</li> </ul>	子育て共生課
③情報・資料等の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女共同参画推進のため必要な情報・調査研究資料の収集を行い提供することで、意識啓発を進めます。</li> </ul>	子育て共生課

施策の方向性

## 3. 町民との連携による計画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①町民との協働による男女共同参画の取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女共同参画の理解と認識を深め、町民の主体的な取組を促すため、町民と協働して事業を実施します。</li> </ul>	子育て共生課
②各種関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種関係団体やNPO<sup>※37</sup>等と連携し、情報資料の交換や共催事業を通して、組織内外の人づくりに努めます。</li> </ul>	子育て共生課
③環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家庭から排出されるごみの再資源化を促進し、PTAや地域活動による再資源可能物の回収に対し補助金を交付することで、ごみの減量化を図り地域環境の保全を男女が社会活動に繋げるように促進します。</li> </ul>	くらし安全課
④地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ組織において、男女共同参画を促進し、地域活動の活性化を図ります。</li> </ul>	総務課

※37 NPO：特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等で、行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織をいう。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。



#### 4. 情報の収集と提供

具体的な施策	実施内容	担当課
①広報やホームページ等による定期的な情報提供	・毎月1日発行の「広報かみさと」やホームページ等を通じて全町民向けに、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。	総務課
②広聴機会の拡大	・町長への手紙、フォームメール等を活用し、町民の意見を聴く手段を拡大させます。	総務課

#### 数値目標

数値目標（成果）指標		基準値 （平成29年度）	目標値 （平成35年度）
⑩	男女共同参画推進センターの利用人数	9,018人	9,500人

※⑩基準値は男女共同参画推進センター利用人数実績による

# 参考資料

---

## 【1】法令等

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- 5 埼玉県男女共同参画推進条例
- 6 上里町男女がともに輝く町づくり条例

## 【2】男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

## 【3】名簿

## 【1】法令等

### 1 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付  
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の  
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要  
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社  
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会  
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共  
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共  
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事  
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総  
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分  
野における活動に参画する機会が確保され、もって男  
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を  
享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男  
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男  
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す  
ることをいう。

##### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人とし  
ての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的  
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮  
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重  
されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担  
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し  
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画  
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに  
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に  
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中  
立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における  
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共  
同して参画する機会が確保されることを旨として、行  
われなければならない。

##### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男  
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家  
族の介護その他の家庭生活における活動について家族  
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動  
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と  
して、行われなければならない。

##### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、  
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ  
なければならない。

##### (国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同  
参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」  
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進  
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を

総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があ

ったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができない。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

### 附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(以下略)

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律

(平成13年 法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日 法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。この

ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応

ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重する

よう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

い。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において



同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効

力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発する

ことができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎

明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一

の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関

する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場

合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用  
2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

### 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

第10条第1項	離婚をし、 又はその 婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合
---------	------------------------------	----------------------

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附則〔抄〕

### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### （経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### （検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年 法律第64号）

### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

### （検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年 法律第113号）〔抄〕

### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年 法律第72号）〔抄〕

### （施行期間）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年 法律第28号）〔抄〕

### （施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条

第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの平成26年10月1日

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に

#### 関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の

別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即



して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)

第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第一項及び第三項、第5条の4、第39条、第41条第二項、第48条の3、第48条の4、第50条第一項及び第二項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第二項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。



7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる

ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の

実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第四項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第二項の規定に違反した者
- 二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

### 附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の一号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

附則 第2条第二項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第5条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

## 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・

### バランス) 憲章

(平成19年12月18日策定)

最終改正：平成22年6月29日

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が

社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
  - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
  - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社

会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」\*の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動

への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### （明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性の向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会  
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会  
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会  
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活

の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながらないよう、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

#### （企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### （国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

#### （国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

#### （地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## 5 埼玉県男女共同参画推進条例

（平成12年 埼玉県条例第12号）

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそ

れに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保さ

れること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推

進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- (2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- (4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあたっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- (6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するこ

と。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- (4) 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- (5) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正そ



他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

- 第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 6 上里町男女がともに輝く町づくり

### 条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第10条—第16条)

第3章 具体的施策(第17条—第21条)

第4章 上里町男女共同参画推進審議会(第22条—第27条)

第5章 雑則(第28条)

基本的人権の享有及び個人の尊重は、日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国連が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯し取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等の取組が積極的に展開され、国内及び埼玉県並びに上里町においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には、いまだに多くの課題が残されている。

一方、現在の社会経済情勢を見ると急激な少子・高齢化の進展をはじめ、高度情報化、国際化などの多様な変化が進んでいる。

特に、上里町においては、農村地域から急激な都市化の波により、核家族化が進み、女性の労働力率が出産・

子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性においては農村地域である為に性別による固定的な役割分担意識が残っていることや首都圏への通勤圏にはあるものの、通勤時間が比較的長く、家事、育児、介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分な状況にない。

こうした現状を踏まえ、上里町においては、県内町村の先駆けとなる男女共同参画推進の拠点として女性センターを設置し、また、男女共同参画都市宣言をするなど、積極的な取組を進めている。男女共同参画の社会づくりは、今後の町づくりに欠くことのできない重要な課題として、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、お互いの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現が必要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、決意を新たに、男女共同参画社会の推進について基本的な考えを明らかにし、「平等・自立・平和」を目指して男女がともに輝く明るい町づくりを推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで明るい活力のある上里町の地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者又は町内に在勤在学するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において公的機関、民間を問わず、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的言動によって相手方に不快感若しくは、不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。



(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行を解消し、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が個人としてその能力を発揮できる機会が確保されるよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に同等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、性別、年齢及び身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

7 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会と密接な関係を有していることにかんがみ男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

8 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきた配偶者等からのあらゆる暴力的行為を根絶することを旨として行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、国、県及び他の地方公共団体と連携して施策の推進を図るとともに、

町民並びに事業者と協働して取組まなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画するとともに町が行う、男女共同参画社会の推進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、男女が職業生活及び家庭生活その他の生活を両立して行うことができる多様な就業形態に配慮して就業形態の改善に努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 何人も、子どもの教育に当たっては基本理念に配慮し、家庭、学校及び地域において、男女が積極的に参画するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長し、かつ連想させる表現や過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

（基本計画）

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的な講ずるべき男女共同参画の

#### 推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、基本計画を策定するに当たり、町民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、上里町男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 町長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ基本計画の見直しを図るものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (調査研究等)

第11条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定等について必要な調査研究を行うものとする。

#### (啓発及び人材の育成)

- 第12条 町は、町民及び事業者と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、町は、町民及び事業者と共に、男女共同参画の推進に関する啓発に努めるものとする。
  - 3 町は、男女共同参画推進に関する町民及び事業者の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

#### (年次報告)

第13条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表することができる。

#### (学校教育及び生涯学習における措置)

第14条 町は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講じるものとする。

#### (町民及び事業者への支援)

第15条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供等その他必要な措置を講じることができる。

#### (家庭生活と職業生活との両立への支援)

第16条 町は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるよう、子育て支援、家族介護等の必要な支援及び情報の提供等に努めるものとする。

### 第3章 具体的施策

#### (積極的格差是正措置)

- 第17条 町は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、町民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進のため、町の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。
  - 3 町長その他執行機関は、付属機関を組織する委員その他の構成委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講じるとともに、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

#### (推進体制の整備)

- 第18条 町は、男女共同参画社会の実現の推進に関する施策等を、総合的かつ計画的に取組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。
- 2 上里町女性センターは、男女共同参画社会を実現するため、啓発・推進・相談・支援・情報発信の拠点とする。

#### (ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済等)

- 第19条 町は、国、県及び他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。
- 2 町は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
  - 3 町は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、町民及び事業者に対し、必要な支援に努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の防止)

第20条 前条に定めるもののほか、町は、国、県及び他の市町村、関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

#### (相談及び苦情の申出への対応)

- 第21条 町長は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、町民及び事業者から相談及び苦情の申出があった場合には、他の関係機関等と連携をとり、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出に

対応するため、上里町男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

#### 第4章 上里町男女共同参画推進審議会

(上里町男女共同参画推進審議会の設置)

第22条 町は、男女共同参画を推進のため必要な事項を審議するため、上里町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、第10条第3項同条第6項において準用する場合を含む。)及び第11条に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する施策等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画社会の推進に関する施策等に関する実施状況について、必要に応じ、調査及び町長に意見を述べることができる。

(委員)

第24条 審議会の委員は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

(1) 男女共同参画社会の推進に関する活動を行っている者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 識見を有する者

(4) 公募による町民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、所管課において処理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。

ただし、第22条の規定は、同年10月1日から施行する。(上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)

2 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(昭和44年上里町条例第25号)の一部を次のように改正する。

(別表省略)

【2】 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1975年 (昭50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年</li> <li>国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題企画推進本部」発足</li> <li>総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>		
1976年 (昭51)		<ul style="list-style-type: none"> <li>民法一部改正(離婚後の氏の選択自由に)</li> <li>第1回日本婦人問題会議開(労働省)</li> </ul>		
1977年 (昭52)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内行動計画策定</li> <li>国立婦人教育会館が嵐山町に開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉婦人問題会議 発足</li> </ul>	
1979年 (昭54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980年 (昭55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議会催(コペンハーゲン)</li> <li>女子差別撤廃条約の署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法一部改正(配偶者の法定相続分1/3→1/2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定</li> </ul>	
1981年 (昭56)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO第156号条約の採択(ILO総会)(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)</li> </ul>			
1984年 (昭59)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍:父系血統主義→父母両系主義)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定</li> </ul>	
1985年 (昭60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)、「ナイロビ将来戦略」採択、NGOフォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>男女雇用機会均等法成立(昭和61年施行)</li> <li>労働基準法一部改正(昭和61年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加</li> </ul>	

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1986年 (昭61)			・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
1987年 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1989年 (平元)		・法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等）		
1990年 (平2)	・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ・ILO第171号条約（夜業に関する）採択（ILO総会）		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定	
1991年 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ・育児休業法成立（平成4年施行）		
1992年 (平4)		・初の婦人問題担当大臣設置		・埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受ける（平成6年度まで）
1993年 (平5)	・世界人権会議（ウィーン） ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）	・パートタイム労働法成立	・「埼玉女性の歩み」発行	・「上里町男女平等意識調査」実施 ・第1回生涯学習女性政策推進講演会開催 ・「考えよう男女平等」リーフレット発行 ・上里町女性会議設置（女性行動計画策定のための審議会）

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
1994年 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO 総会175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会)</li> <li>・国際人口・開発会議開催(カイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府男女共同参画室発足</li> <li>・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1994彩の国の女性」発行</li> </ul>	
1995年 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会開発サミット開催(コペンハーゲン)</li> <li>・第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法成立</li> <li>・ILO第156号条約批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上里町女性行動計画」策定(平成7年～平成16年度)</li> <li>・上里町女性会議解散</li> </ul>
1996年 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界女性みらい会議」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上里町女性会議発足(全員公募)</li> </ul>
1997年 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等:平成11年施行)</li> <li>・男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県女性センター(仮称)基本構想策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県女性センター(仮称)誘致活動」上里町女性会議が中心となり県へ陳情</li> </ul>
1998年 (平10)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県女性センター(仮称)基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上里町立女性センター建設に向けて建設委員会を設置</li> </ul>
1999年 (平11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法成立</li> <li>・児童買春・児童ポルノ禁止法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革により女性青少年課を設置</li> <li>・7月1日上里町女性センターオープン</li> <li>・女性センター支援グループを設置(公募)</li> </ul>

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2000年 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>ストーカー規制法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進条例施行</li> <li>「彩の国国際フォーラム2000」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性センター支援グループによる企画講座開催(平成26年まで実施)</li> </ul>
2001年 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>男女共同参画会議設置</li> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性センター愛称「ウィズ・ユー上里」に決定</li> <li>女性センター総合相談室開設</li> <li>町制施行30周年記念式典にて男女共同参画都市を宣言</li> <li>機構改革により女性青少年課を女性こども課に改称</li> </ul>
2002年 (平14)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定</li> <li>埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画情報誌「ウィズ・ユーあなたとともに」発行</li> <li>女性センターに宣言記念の三角塔を設置</li> </ul>
2003年 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画宣言都市奨励事業による記念式典</li> <li>上里町男女がともに輝く町づくり条例制定</li> <li>上里町女性団体連絡協議会設立</li> </ul>
2004年 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性チャレンジ支援事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する標語募集</li> <li>女性センター開設5周年記念講演会開催</li> <li>女性行動計画施策に関する調査</li> <li>女性行動計画の期間を2年間延長(平成19年3月まで)</li> </ul>

	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2005年 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		
2006年 (平18)		・男女雇用機会均等法一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等:平成19年施行)	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・機構改革により人権共生課に男女共同参画係設置
2007年 (平19)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部改正	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする	
2008年 (平20)			・女性キャリアセンター開設	・第2次上里町女性行動計画策定庁内検討委員会設置
2009年 (平21)		・女子差別撤廃委員会の総括所見公表	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	・「かみさと男女共同参画推進プラン」策定(平成21~平成25年度まで)
2010年 (平22)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		・5月1日「上里町女性センター」から「上里町男女共同参画推進センター」に名称変更
2011年 (平23)				・「かみさと男女共同参画推進プラン」一部見直し
2012年 (平24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	



	国際的な動き	国内の動き	埼玉県の動き	上里町の動き
2013年 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正(平成26年施行)</li> <li>「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革により子育て共生課に人権・男女共同参画係設置</li> </ul>
2014年 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる</li> <li>女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次かみさと男女共同参画推進プラン(平成26～30年度)策定</li> </ul>
2015年 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍加速のための重点方針2015」策定</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行(完全施行は平成28年)</li> <li>「男女共同参画基本計画(第4次)」策定</li> </ul>		
2016年 (平28)				<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法に基づき「特定事業主行動計画」(平成28～32年度)策定</li> </ul>
2017年 (平29)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「埼玉県男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」策定</li> </ul>	
2018年 (平30)				<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次かみさと男女共同参画推進プラン(平成31～35年度)策定</li> </ul>

【3】 名 簿

上里町男女共同参画推進審議会委員名簿

(平成30年(2018年)7月23日~平成32年(2020年)7月22日)

(敬称略)

会長 飯塚 節子

副会長 高林 美江子

(以下五十音順・敬称略)

委員 阿久戸 嘉彦

委員 新井 實

委員 伊藤 友子

委員 垣島 恵美子

委員 齊藤 雅男

委員 齊藤 よ志子

委員 宮下 哲治

委員 谷ヶ崎 正子

## 第3次かみさと男女共同参画推進プラン

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度

発 行：上里町

編 集：子育て共生課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地

電 話：0495-35-1221（代）

ホームページ：<http://town.kamisato.saitama.jp>



上里町

認め合い ともに創り 支えあうまち

第3次かみさと男女共同参画推進プラン